

職業安定分科会雇用保険部会(第180回)	参考資料3
令和5年3月14日	

雇用保険制度研究会(第6回)	資料4
令和5年2月28日	

教育訓練給付

教育訓練給付の意義

- 平成10年雇用保険法改正により、新たに「自ら職業に関する教育訓練を受けた場合」を保険事故とした上で、その場合における労働者の雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とした教育訓練給付を創設。

<改正の背景>

- 産業構造の変化、**企業の高付加価値化・新分野転換等**に伴い、これまで以上に高度で幅広い職業能力が求められている中で、企業内職業訓練に対する支援や公共職業訓練の充実等が図られてきたが、多様な職業能力の開発は**画一的・一方的な教育訓練**だけでは行うことが難しく、**労働者個々人の選択と主体的な取組**という手法が加わることによって初めて十分になし得るもの。
- また、産業間・企業間の労働移動が増加し、**企業における実力重視の傾向も強まり**を見せている中で、労働者の雇用の安定、就職の促進等を図る上で、**労働者個々人による主体的な職業能力開発が重要不可欠な意味を有する**ようになり、また、それに対する**労働者自身のニーズも急速に高まっている**。
- こうして、**労働者個々人の主体的な職業能力開発の促進は、労働者に共通の雇用上の課題**として認識されるに至り、**被保険者としての個々の労働者に共通して発生する雇用に関する問題（リスク）**に対処する仕組みである**失業等給付により措置**することが必要かつ適当な状況が生じた。
- 労働者が主体的な職業能力開発を行う場合の障害として最も多いのが時間面の制約と費用面の制約であることを踏まえ、労働者が主体的に職業能力開発を行った場合に、自ら負担した職業能力開発に係る費用の一部を支給する教育訓練給付が失業等給付として創設されることとなった。

教育訓練給付の概要

○ 労働者の主体的な能力開発を支援するため、雇用保険被保険者又は離職後1年以内の者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講した場合にその費用の一部を支給（教育訓練給付）。講座の内容等に応じ、専門実践・特定一般・一般の3類型存在。

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付	一般教育訓練給付
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は 2年以上 ）	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は 1年以上 ）	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は 1年以上 ）
給付内容	○ 受講費用の 50% （上限年間 40万円 ）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% （上限年間 16万円 ）を追加支給。	○ 受講費用の 40% （上限 20万円 ）を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% （上限 10万円 ）を受講修了後に支給。
対象講座	特に 労働者の中長期的キャリア形成に資する 教育訓練受講を対象	特に 労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する 教育訓練受講を対象	左記以外の 雇用の安定・就職の促進に資する 教育訓練受講を対象
対象講座数	<u>2,670講座</u> （2022年10月時点）	<u>517講座</u> （2022年10月時点）	<u>11,431講座</u> （2022年10月時点）
受給者数	<u>34,835人</u> （2021年度実績） ※初回受給者数。	<u>2,407人</u> （2021年度実績）	<u>89,458人</u> （2021年度実績）
支給額	<u>128.2億円</u> （2021年度実績）	<u>1.6億円</u> （2021年度実績）	<u>34.0億円</u> （2021年度実績）
制度開始	2014年10月	2019年10月	1998年12月

教育訓練給付の対象講座指定要件（講座の内容に関する主なもの）

専門実践教育訓練給付

特定一般教育訓練給付

一般教育訓練給付

次の①～⑦の類型のいずれかに該当し（【】内は講座期間・時間要件）、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

次の①～③の類型のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

次の①又は②の類型のいずれかに該当する教育訓練を指定。

- ① **業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程**
（看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等）【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む※5）】
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② **専門学校**の**職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム**※5（商業実務、経理・簿記等）【2年（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満）】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ③ **専門職大学院**（MBA等）【2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上
- ④ **大学等の職業実践力育成プログラム**（子育て女性のリカレント課程、経営等）※1
【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】
→ 就職・在職率（正規課程においては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上
- ⑤ **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**
（ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等）※2【時間が120時間以上（ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上※3）かつ期間が2年以内】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ⑥ **第四次産業革命スキル習得講座**（AI、IoT等）※4【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ⑦ **専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程**※5
【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上

- ① **業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程**（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む）
※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**（ITSSレベル2以上（120時間未満のITSSレベル3を含む））
※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ③ **短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム**
※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。
→ 就職・在職率の実績が一定以上

※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。

※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。
・通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上
・通信制：3か月以上1年以内

- ① **公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの**
- ② ①に準じ、**訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの**（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）
※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。
※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。
・通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上
・通信制：3か月以上1年以内

指定講座例

- 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）
- 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護技術講習会等）
- 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士等）
- 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等）
- 事務関係（簿記、英語検定等）
- 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等）
- 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等）
- 製造関係（技能検定等）
- その他（大学院修士課程等）

※1：2016年4月から適用 ※2：2016年10月から適用 ※3：2017年10月から適用
※4：2018年4月から適用 ※5：2019年4月から適用

教育訓練給付の対象となる資格・講座のイメージ

輸送・機械運転関係の資格や講座

大型自動車第一種・第二種免許
 中型自動車第一種・第二種免許
 大型特殊自動車免許
 準中型自動車第一種免許
 普通自動車第二種免許、けん引免許
 玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・
 小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・
 車両系建設機械運転技能講習
 移動式クレーン運転士免許
 クレーン・デリック運転士免許

情報関係の資格や講座

Webクリエイター能力認定試験
 Microsoft Office Specialist 2010, 2013, 2016
 CAD利用技術者試験、建築CAD検定
 Photoshopクリエイター能力認定試験
 Illustratorクリエイター能力認定試験
 VBAエキスパート
 Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格
 Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格
 シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格
 第四次産業革命スキル習得講座
 (新技術・システム(クラウド、IoT、AI、データサイエンス)、
 高度技術(ネットワーク、セキュリティ)など)

専門的サービス関係の資格や講座

中小企業診断士、司書・司書補
 社会保険労務士、税理士
 行政書士、司法書士、弁理士、通関士
 ファイナンスプランニング技能検定
 キャリアコンサルタント

事務関係の資格や講座

実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL
 中国語検定試験、HSK漢語水平考試
 日本語教育能力検定試験
※語学試験については一定レベル以上を目標とするもの
 建設業経理検定
 簿記検定試験(日商簿記)

医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座

介護技術講習会
 介護職員初任者研修
 介護支援専門員実務研修等
 特定行為研修、喀痰吸引等研修
 福祉用具専門相談員、登録販売者試験
 看護師、准看護師、助産師、保健師
 介護福祉士(実務者養成研修含む)
 美容師、理容師、保育士、栄養士
 歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士
 柔道整復師、精神保健福祉士
 はり師、あん摩マッサージ指圧師
 臨床工学技士、言語聴覚士
 理学療法士、作業療法士、視覚訓練士

営業・販売関係の資格や講座

インテリアコーディネーター
 宅地建物取引士資格試験
 調理師

製造関係の資格や講座

製菓衛生師

技術・農業関係の資格や講座

土木施工管理技士、管工事施工管理技士
 建築施工管理技術検定
 自動車整備士、電気主任技術者試験
 測量士補

その他、大学・専門学校等の講座

修士・博士、科目等履修
 履修証明プログラム
 職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、
 情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、
 医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
 専門職学位課程(ビジネスMOE、教職大学院、法科大学院など)
 職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業など)

緑の文字の資格や講座

費用 **20%**

(上限年間10万円) 支援

一般教育訓練給付

青の文字の資格や講座

費用 **40%**

(上限20万円) 支援

特定一般教育訓練給付

赤の文字の資格や講座

費用最大 **70%**

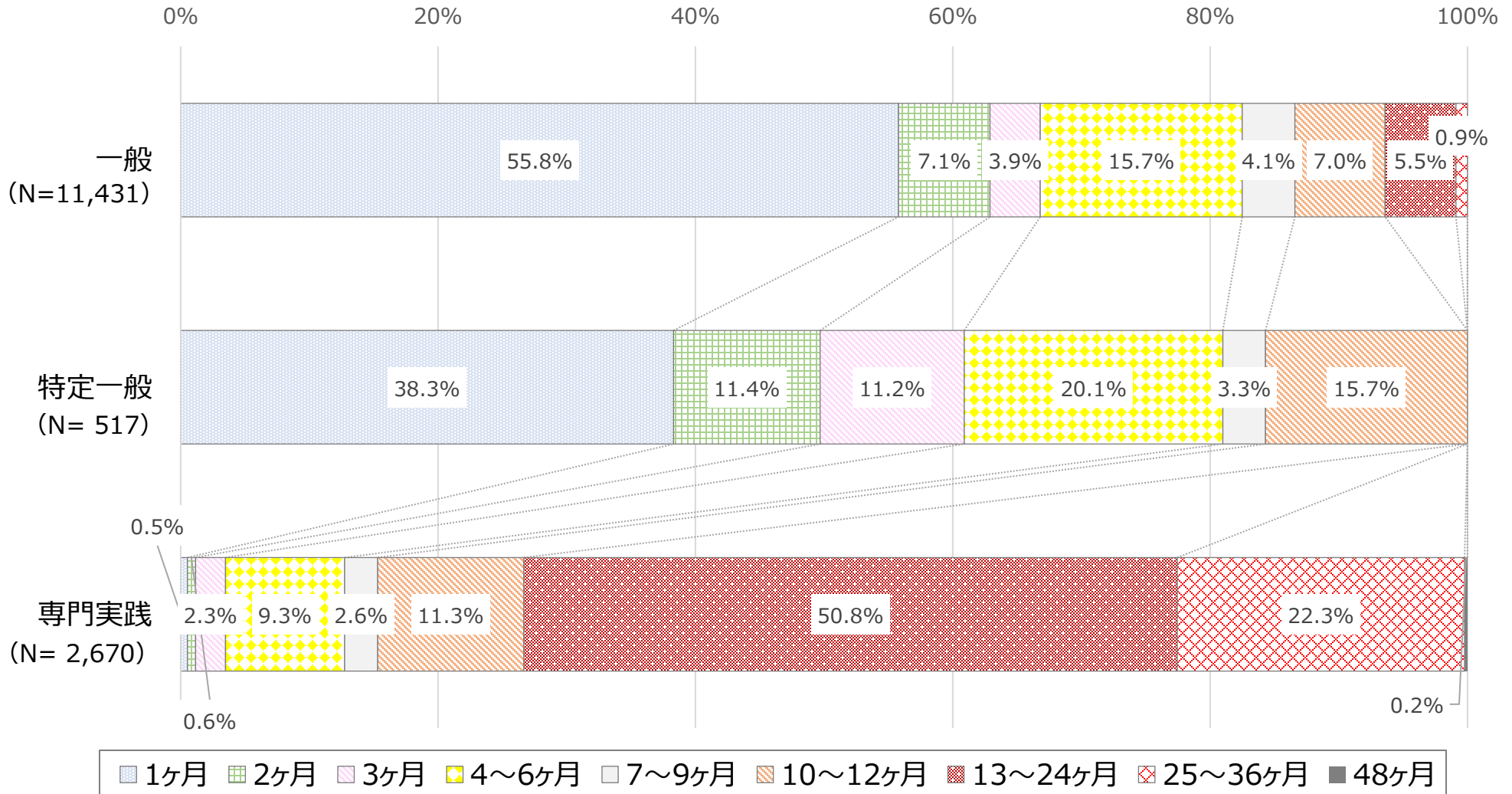
(最大224万円) 支援

専門実践教育訓練給付

教育訓練給付の講座の訓練期間の分布

○ 教育訓練給付の講座の訓練期間を見ると、一般は55.8%、特定一般は38.3%が1ヶ月であるのに対し、専門実践は73.3%が1年超と訓練期間が長くなっている。

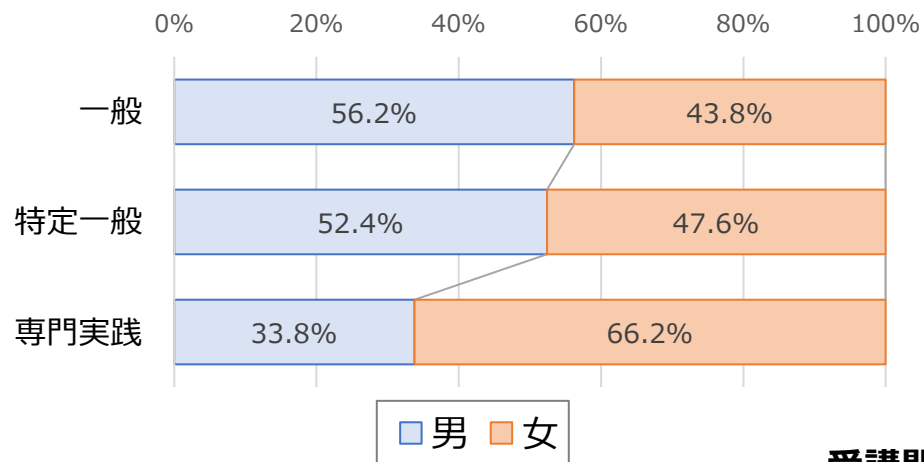
教育訓練給付の講座の訓練期間の分布（令和4年10月）



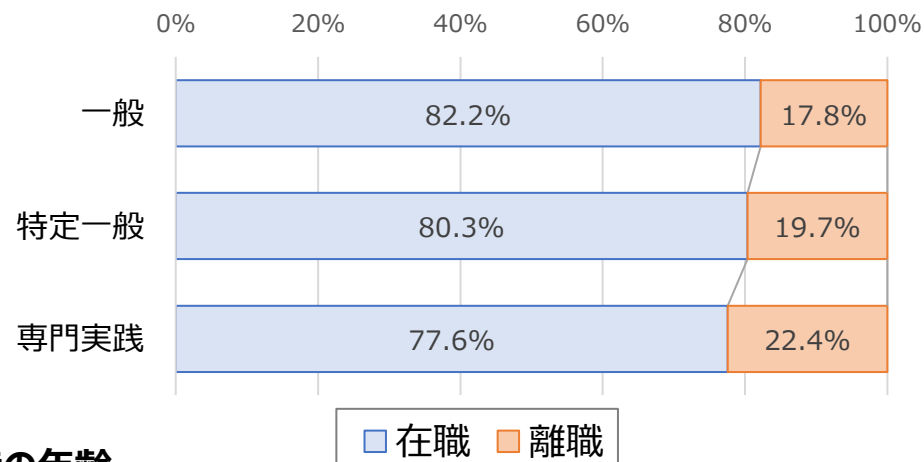
教育訓練給付の受給者の属性（令和3年度）

○ 教育訓練給付の受給者の属性を見ると、専門実践は、一般・特定一般と比較して、女性と離職者が多くなっている。また、年齢別に見ると、特定一般について50～60代が多くなっている。

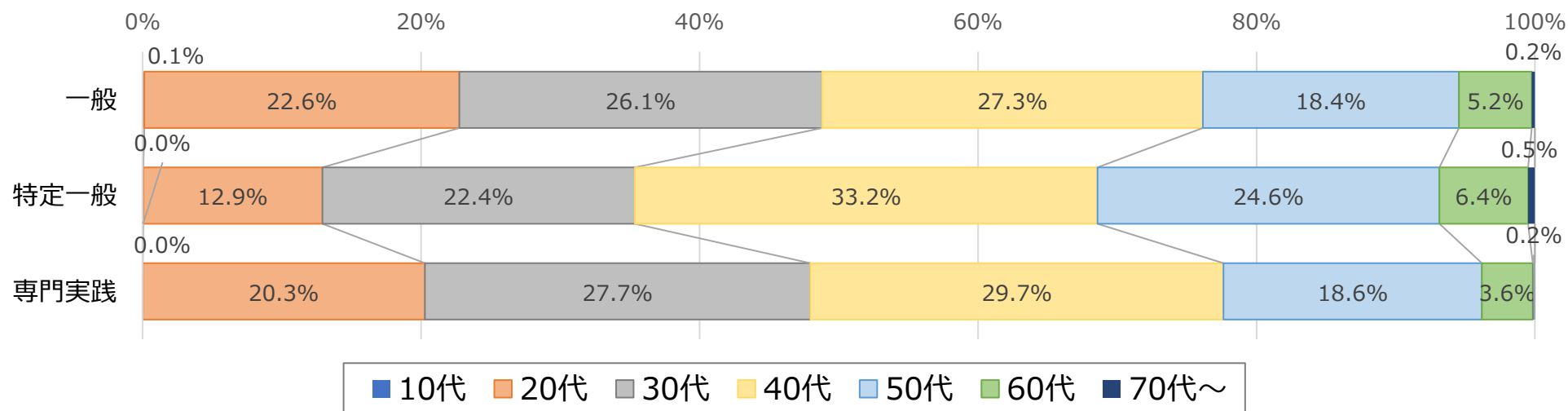
性別



受講開始時の就職状況



受講開始時の年齢



(注) 令和3年度の教育訓練給付の受給者（専門実践は初回受給者数）は、一般は89,458人、特定一般は2,407人、専門実践は34,835人となっている。

教育訓練給付の制度変遷

教育訓練給付に係る制度変遷

	平成15年改正以前 (H10.12創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)	平成26年改正 (同年10月施行)	平成29年改正 (平成30年1月施行)	平成31年省令改正 (同年10月施行)
給付率	<p style="text-align: center;">80%</p> <p>※要件期間5年以上</p> <p>※上限20万円 (H10.12～)</p> <p>上限30万円 (H13.1～)</p>	<p style="text-align: center;">20～40%</p> <p>※具体的な給付率： 要件期間3～5年： 20% 要件期間5年以上： 40%</p> <p>※上限： 要件期間3～5年： 10万円 要件期間5年以上： 20万円</p>	<p style="text-align: center;">20%</p> <p>※要件期間3年以上 (初回に限り1年)</p> <p>※上限：10万円</p>	<p style="text-align: center;">一般教育訓練 給付金 20%</p> <p>※同左</p>	<p style="text-align: center;">一般教育訓練 給付金 20%</p> <p>※同左</p>	<p style="text-align: center;">一般教育訓練 給付金 20%</p> <p>※同左</p>
				<p style="text-align: center;">特定一般 教育訓練給付金 40%</p> <p>※要件期間3年以上 (初回に限り1年)</p> <p>※上限：20万円</p>	<p style="text-align: center;">専門実践 教育訓練給付金 60%</p> <p>※要件期間10年以上 (初回に限り2年)</p> <p>※給付率：最大60% (上限年48万円)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練支援給付金 50%</p> <p>※基本手当日額に対する割合 ※平成30年度末までの暫定 措置</p>	<p style="text-align: center;">専門実践 教育訓練給付金 70%</p> <p>※要件期間3年以上 (初回に限り2年)</p> <p>※給付率：最大70% (上限年56万円)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練支援給付金 80%</p> <p>※基本手当日額に対する割合 ※令和3年度末まで暫定措置 延長(※)</p>

(※) 教育訓練支援給付金については、令和4年改正により、令和6年度末まで暫定措置を延長。

教育訓練給付に係る主な制度改正①

- 平成10年改正（同年12月施行）において、労働者個々人が主体的に能力開発に取り組むことを支援するため、教育訓練給付を創設（給付率は8割、上限20万円、要件期間5年間）。

中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告書（平成9年12月16日）

1 労働者の主体的な能力開発の取組を支援するための給付の創設

(1) 趣旨

職務に必要とされる知識や技能の変化、産業間、企業間の労働移動の増加に伴い、多様な職業能力開発が求められている中で、労働者の雇用の安定等を図っていくためには、労働者個々人が主体的に能力開発に取り組むことを支援することが必要である。

このため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受ける場合について、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給する給付（教育訓練給付金（仮称））を創設する。

(2) 具体的内容

① 支給対象者

被保険者または受給資格者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を終了した場合に支給する。対象となる被保険者または受給資格者については、被保険者であった期間が通算して5年以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから5年以上経過していること等を要件とする。また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を労働大臣が予め指定することとする。

② 支給額

労働者が負担した教育訓練の入学及び受講に係る費用の8割に相当する額を支給する。ただし、民間の教育訓練期間における教育訓練に要する一般的な費用等を勘案して、支給額については20万円を上限とする。

③ 費用負担等

教育訓練給付金に係る費用負担については労使折半の保険料によることとし、失業等給付として位置づけることとする。

④ 実施予定時期

平成10年12月1日から実施する。

教育訓練給付に係る主な制度改正②

- 平成15年改正では、適切な自己負担を求めることにより受講者の慎重かつ的確な受講を促すため、給付率を縮減（8割→4割、被保険者期間5年未満の者は2割）。若年者の利用機会の確保する等のため、被保険者期間要件を緩和（5年→3年）。
- 平成19年改正では、給付水準を一本化（給付率を2割、上限10万円）。若年労働者の雇用の安定のため、当面の間、初回に限り受給要件を緩和（被保険者期間3年→1年）。

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（平成14年12月26日）

2 雇用保険制度の見直しの方向

(3) 再就職の困難な状況に対応した給付の重点化等

ハ 在職者への給付の失業者への給付との均衡を考慮した見直し

(1) 教育訓練給付

- 適切な自己負担を求めることにより受講者の慎重かつ的確な受講を促すため、給付率を縮減する必要がある（具体的には、現行の8割を4割とする。）。
- 若年者の利用機会を確保する等のため、被保険者であった期間に係る要件を緩和するとともに、被保険者であった期間に応じて上限額に格差を設ける必要がある（具体的には、現行の5年30万円を3年10万円、5年20万円とする。）。
この場合、被保険者であった期間5年未満の者については、給付率を低く設定する（具体的には、2割）こととする。
- 厚生労働大臣による講座の指定基準を見直し、真に効果のある教育訓練を給付の対象とすることが適当である。
- 育児等のため離職して1年以上経過した者でも教育訓練給付が受給できるよう、基本手当の受給期間の延長と同様の仕組みにより教育訓練給付の受給期間の延長を行う必要がある。

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（平成19年1月9日）

第2 雇用保険制度の見直しの方向

2 失業等給付

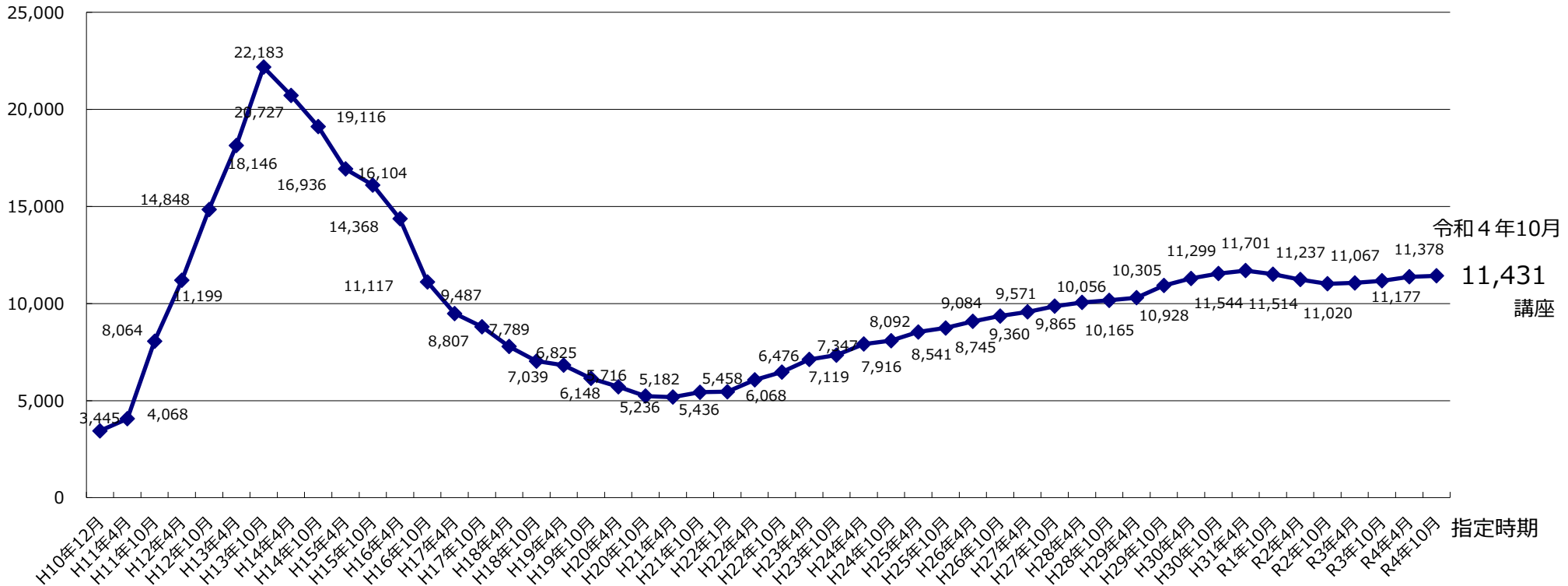
(3) 教育訓練給付

教育訓練給付については、失業予防や早期再就職等雇用の安定に一定程度の効果はあると考えられるが、給付水準の違いは、このような効果との関係に乏しい。また、さらなる不正受給防止のための措置を講ずる必要がある。このため、給付水準を一本化（費用の2割、上限10万円）するとともに、教育訓練事業者に対して、不正受給事案を幫助した場合の連帯納付命令や報告義務を課すべきである。併せて、引き続き、講座の見直し等を進めるべきである。一方、若年労働者の定着率の向上等雇用の安定のため、自主的な職業能力の開発の促進を図ることが重要であることから、当該給付を初めて受給する者については、当面の間、受給要件を緩和（被保険者期間3年→1年）すべきである。

(参考) 一般教育訓練給付の指定講座数の推移と指定基準に係る経緯

一般教育訓練給付の指定講座数の推移

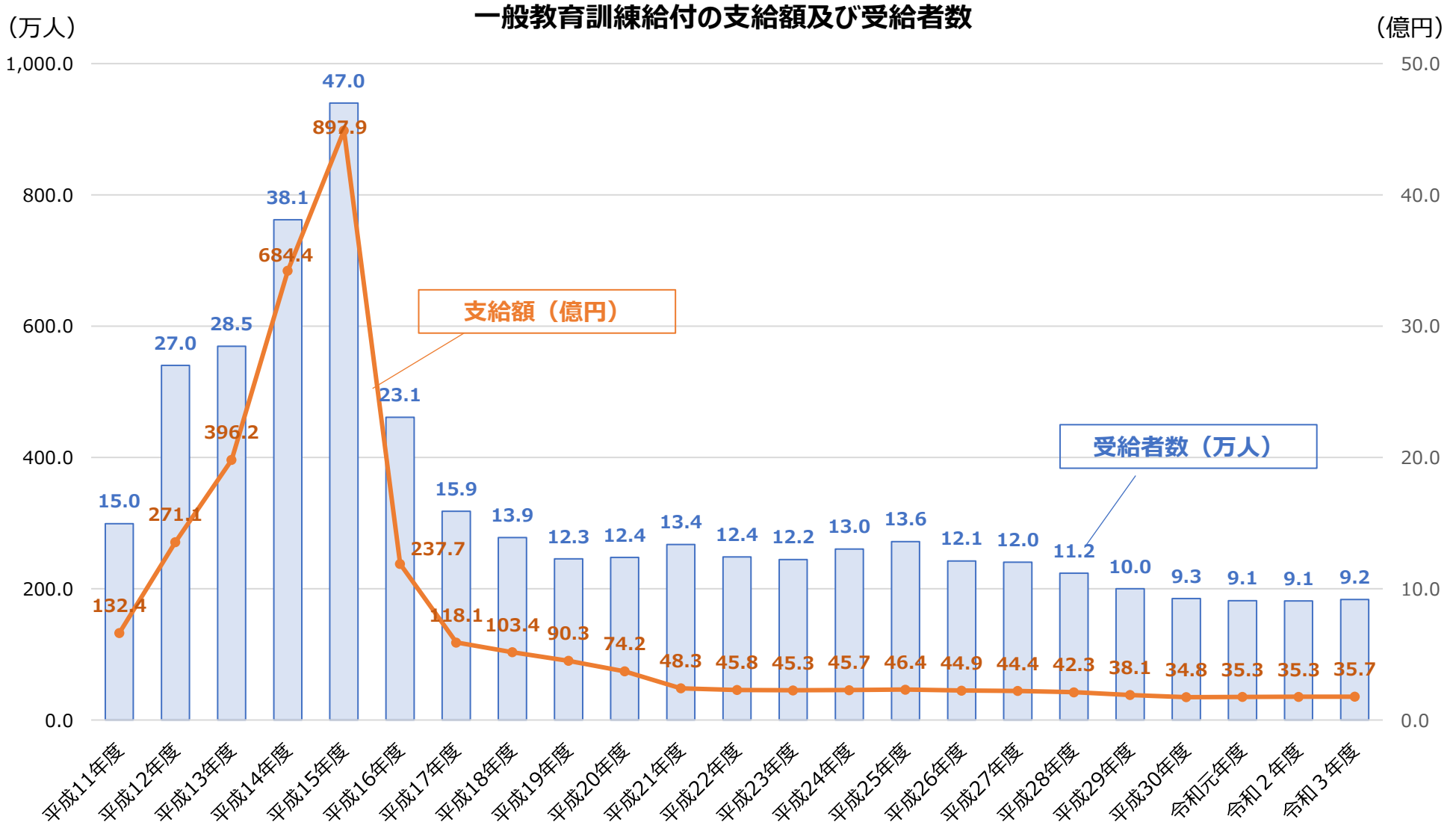
令和4年10月時点



- 平成10年12月
- 平成11年6月
- 平成13年9月～平成13年11月
- 平成14年11月
- 平成15年11月
- 平成18年4月
- 平成21年4月

教育訓練給付の創設
 指定基準改正：大学院修士課程（夜間、通信課程）を指定対象に追加
 講座内容の見直し：高等教育普通課程以上の内容を指定対象に
 英語講座見直し：英検準2級、TOEIC470点以上→英検準1級、TOEIC650点以上へ
 大学院課程の指定範囲拡大：夜間開講要件の撤廃等
 OA関係講座見直し：MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）一般→上級以上へ
 指定基準改正：販売活動の適正化、受講料設定の適正化、目標資格の受験状況・結果の把握
 語学講座見直し：英語以外の語学講座→英検2級相当以上へ
 指定基準改正：公的職業資格について基準の緩和（下限の撤廃、上限2年→3年へ）

(参考) 一般教育訓練給付の支給額及び受給者数



教育訓練給付に係る主な制度改正③

- 平成26年改正（平成26年10月施行）では、中長期的なキャリア形成を支援するため、専門実践教育訓練給付を創設。併せて、45歳未満の若年離職者については長期の教育訓練の期間中の支援が必要であることを考慮し、暫定措置として教育訓練支援給付金を創設。

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（平成25年12月26日）

第3 雇用保険制度等の見直しの方向

3 中長期的なキャリア形成支援措置について

（1）中長期的なキャリア形成を支援するための教育訓練給付の拡充

- 非正規雇用労働者である若者をはじめ、労働者が技能や知識を身につけて希望する職業に就き、その力を発揮できるよう支援していくことは、積極的な雇用政策として重要である。
 - 非正規雇用労働者を中心としたキャリアアップ・キャリアチェンジを支援するための中長期的なキャリア形成に資する教育訓練については、一般的に教育訓練の期間が長期となり費用が高額となるものが多いが、雇用の安定及び就職の促進に対する効果は高くかつ持続的と思われる。
 - 現在、教育訓練給付により、厚生労働大臣の指定する講座について、受講費用の20%を給付しているが、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練を受講する場合に限り、全期間の受講費用に関する給付率を40%まで引き上げるべきである。その際、当該給付は教育訓練の受講状況を確認の上で定期的（例えば6月ごと）に支払うこととすべきである。加えて、訓練修了や資格取得の上で雇用保険被保険者として職に就いている場合に一定割合（20%）を上乗せして支払うこととし、訓練効果を担保するためのインセンティブ機能を持つ給付とすべきである。給付の期間は、今般対象とする教育訓練の性質を踏まえて原則2年間（資格につながる等の教育訓練に限り3年間）とすべきである。これらの給付に当たっては、高額な教育訓練について給付額が過大となることを避ける観点から、訓練費用のうち年間80万円までについて給付の対象とすることを上限とすべきである。
 - また、自発的に受講する教育訓練ではあるが、45歳未満の若年離職者については長期の教育訓練の期間中の支援が必要であることを考慮し、当面の措置として、離職前の賃金に応じた一定の額（算定方法は基本手当に倣った上で、当該手当の水準の50%）を教育訓練の期間中に支給すべきである。本措置の期限は、日本再興戦略を踏まえ、平成30年度末までの5年間とすべきである。
 - なお、現行の教育訓練給付は3年（初回に限り1年）以上被保険者として雇用された期間（支給要件期間）があることを支給要件（加えて、離職者については離職後1年以内に教育訓練を開始することが必要）としているが、上記の新たな支援措置については、その給付水準を踏まえ、支給要件期間を10年（初回は2年。離職者については離職後1年以内に教育訓練を開始することが必要）とした上で、給付率の引上げに伴う安易な複数回受講を防ぐ措置を設けるべきである。
- 労働者代表委員及び使用者代表委員からは、本措置は雇用保険制度のみならず、一般会計によっても支援すべきではないかとの意見があった。また、使用者代表委員からは、安易な複数回受講を防ぐ措置として、給付回数制限措置を設けることを検討すべきではないかとの意見があった。
 - 本措置については、従来の教育訓練給付に加え、対象となる教育訓練と給付水準の拡大を伴うものであることから、制度開始後、その実績について定期的に確認し、雇用保険制度における支援措置として適切なものとなるよう、本部会においても必要に応じて議論を行うべきである。
- ##### （2）対象訓練の適正な選定
- 中長期的なキャリア形成支援措置の対象となる教育訓練については、現行の教育訓練給付対象講座と同様に、一定の基準の下で厚生労働大臣が個別に指定することが適当である。
 - 指定すべき対象訓練については、当該訓練の受講について雇用保険制度で支援することを踏まえ、
 - ・ 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練であること
 - ・ その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練であること（中長期的なキャリア形成に資する教育訓練であること）の考え方にに基づき適切な内容のものとなるよう、具体的検討を進めるべきである。
- ##### （3）適正な訓練受講のための措置
- 受けようとする教育訓練が中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練として有効であるか、受講前に確認することが必要である。
 - そのため、
 - ・ 訓練の選択に当たり、キャリアアップのために必要かつ有効な教育訓練はどのようなものであるかを相談するため、本人がキャリア・コンサルティングを受ける
 - ・ 本人がキャリア・コンサルティングを受けたことを給付に当たって確認する仕組みを設けるべきである。なお、企業の承認を得て申請を行う場合には、その企業が教育訓練の必要性・有効性を確認できることから、キャリア・コンサルティングを受けたことの確認を要しないこととすべきである。

教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設

(中長期的なキャリア形成支援措置)

平成26年改正時の資料

改正の趣旨

非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付（受講費用の2割を支給、給付上限10万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。

改正の内容【平成26年10月1日施行】

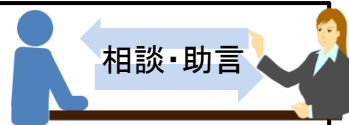
キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する者
(雇用保険加入の在職者・離職後1年以内の者)



【要件】

- 被保険者期間2年
(2回目以降は10年以上の被保険者期間が必要)

キャリア・コンサルティングの実施
(目指す仕事と必要となる教育訓練の相談・助言)



【給付内容】

- 訓練費用の40%を支給
- 45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金、平成30年度までの暫定措置)

中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練(厚生労働大臣が指定)の実施

- 資格取得(医療・福祉など専門職)のための訓練
- 企業等と連携した実践的なプログラム



【追加給付】

- 就職を条件として訓練費用の20%を追加支給(合計60%、上限48万/年)

訓練修了・資格取得の上被保険者として就職



教育訓練給付に係る主な制度改正④

- 平成29年改正（同年4月施行）では、専門実践教育訓練給付を拡充（給付率40%→50%、上限額32万円→40万円）。教育訓練支援給付金については、暫定措置を3年間延長。

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（平成28年12月13日）

第2 雇用保険制度等の見直しの方向

3 教育訓練給付について

- 労働力人口が減少する中、我が国が成長するためには、労働者の職業能力の開発、向上に取り組むことが重要である。
- 労働者の自己啓発を支援する仕組みとして教育訓練給付があるが、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付については、未だ受給者が少ない状況にある。このことから、利用が促進されるよう周知を図るとともに、専門実践教育訓練給付の給付率について、40%から50%に、上限額について32万円から40万円に引上げ、集中的に支援すべきである。
- あわせて、専門実践教育訓練を受講している45歳未満の若年離職者に支給される教育訓練支援給付金について、支給額を基本手当の50%から80%に引き上げるとともに、平成30年度末までの暫定措置を平成33年度末まで延長すべきである。
- なお、雇用保険制度は、失業に際して生活の安定を図りつつ、再就職に向けた支援を行うことを最も基本的な目的としているものであることに鑑みれば、基本手当等の求職者給付が本来の趣旨に沿って十分かつ確実に行われることが最優先であり、その枠組みの中で教育訓練給付等について考えられるべきである。したがって、現在、働き方改革を強力に進めていくとの政府方針や、良好な雇用失業情勢、安定した雇用保険財政といった環境の中で教育訓練給付の拡充を行うことは考え得る。

その際、雇用保険制度本来の役割やその置かれた状況に鑑み、教育訓練給付の実施状況について定期的に把握し、その状況に応じて適切な時期に見直すことが適当である。

- 専門実践教育訓練給付は中長期的なキャリア形成を支援するとの観点から、就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の職業訓練、その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練を対象訓練とし、それに対応して長期間で高額な給付を行うこととしたもので、その給付水準等を踏まえ、2回目以降に専門実践教育訓練給付を受けるために必要な期間（支給要件期間）を10年と設定したものである。しかしながら、短期間でレベルアップしていく必要がある分野があるとの指摘もあることから、給付が過大になることがないよう、10年間での給付総額は168万円としつつ、支給要件期間を10年から3年に短縮することが考えられる。その際、安易な教育訓練の受講や濫給を防止するため、複数回日の専門実践教育訓練の必要性、対象訓練の適正性を確認する運用を行うべきである。
- 出産、育児等と仕事の両立については、離職せずに継続して働くことができるようにすることが必要であるが、仕事を一時的に離れる方に対しては、できるだけ早期に職場復帰してキャリアアップを続けることができるようにすることが重要である。こうしたことを進めるため、これまで取組が続けられてきたが、今後も一層取り組んでいくことが求められる。しかしながら、出産、育児等により、離職後にすぐに教育訓練を受講することが難しい場合があり、離職後一旦は育児等のため就職活動を中断したものの、その後再就職をしようとする場合にはより教育訓練が必要となる場合も多いと考えられることから、出産、育児等により、離職後1年間に教育訓練が受けられない場合に延長できる教育訓練給付が受給できる期間（適用対象期間）を離職後10年（現行4年）まで延長し、離職後、出産、育児等でブランクがあっても、能力を向上させ、再就職を実現できるようにすることも考えられる。

教育訓練給付に係る主な制度改正⑤

- 平成31年省令改正（同年10月施行）では、一般教育訓練給付の対象となる教育訓練のうち特にキャリアアップ効果が高いものを対象講座とする特定一般教育訓練給付を創設（給付率は4割、上限20万円）。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要（平成30年12月21日職業安定分科会雇用保険部会資料2-2抜粋）

2. 一般教育訓練給付の拡充について

【対象講座】

- 現行の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練のうち、特にキャリアアップ効果が高いものとして、厚生労働大臣が指定するもの。

【給付割合】

- 講座費用の4割（上限20万円）とする。

【訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証】

- 訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証の観点から、
 - ① 専門実践教育訓練給付の取扱いも踏まえ、在職者も含めて訓練前キャリア・コンサルティングの受講を必須とするとともに、
 - ② 訓練受講の効果等についての報告を、支給申請時等に求めることとする。

3. 専門実践教育訓練給付の見直しについて

【10年間の支給上限額】

- 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講する者について、10年間の支給上限額168万円（56万円×3）※に4年目受講相当分として上限56万円を上乗せする。
ただし、在職者であって、かつ、比較的高い賃金を受ける者（例えば、基本手当日額の算出の際、50%の給付割合が適用される程度の賃金を受ける者などを想定）は、この限りではないものとする。
 - また、専門実践教育訓練の複数回受講の場合については、通常の3年以下の専門実践教育訓練を複数回受講する者とのバランスを考慮し、上記上乗せは行わないこととする。
- ※ 初回の専門実践教育訓練の受講日から10年間に受けることができる給付の上限額。

【訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証】

- 訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証の観点を踏まえ、
 - ① 在職者についても訓練前キャリア・コンサルティングの受講を必須とするとともに、
 - ② 訓練受講の効果等についての報告を、専門実践教育訓練給付の支給申請時等に求めることとする。

【施行期日：平成31年10月1日（3の【10年間の支給上限額】は、平成31年4月1日）】

(参考)一般教育訓練給付の拡充に関する各種政府決定

「人づくり革命 基本構想」 (平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定) (抄)

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかねばならない。

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、**一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。**特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (平成30年6月15日閣議決定) (抄)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

第六に、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

(1) 人材への投資

④ リカレント教育

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、**一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。**特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み(単位累積加算制度)の活用を積極的に進める。

「未来投資戦略2018」 (平成30年6月15日閣議決定) (抄)

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大

・「ITリテラシー」の習得等が促進されるよう、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、一般教育訓練給付の給付率を引き上げるなど教育訓練給付の拡充による重点的な支援を行う。

教育訓練給付に係る主な制度改正⑥

- 令和4年改正（同年4月施行）では、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、暫定措置である教育訓練支援給付金の期限を3年間延長。

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（令和4年1月7日）

2 教育訓練給付について

- 教育訓練給付は、労働者の主体的な能力開発を支援する仕組みであり、累次の制度拡充により、訓練の内容や性質に応じて一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付の類型が設けられている。近年の制度改正においては、特に中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付の給付内容が拡充され、その対象講座も第四次産業革命スキル習得講座等のデジタル系講座や大学等における社会人や企業等のニーズに応じた職業実践的な講座などの多様化が図られ、その利用者も着実に増加しているところである。
- 今後、教育訓練給付については、その制度周知を図り制度利用を促進するとともに、指定講座については、オンライン・土日開催を進めるなど利用しやすい環境整備を図るほか、市場ニーズ、雇用の安定性、労働条件向上の効果などをもとにその内容の充実を図り、教育訓練支援給付金の指定講座の偏りの是正を図るべきである。

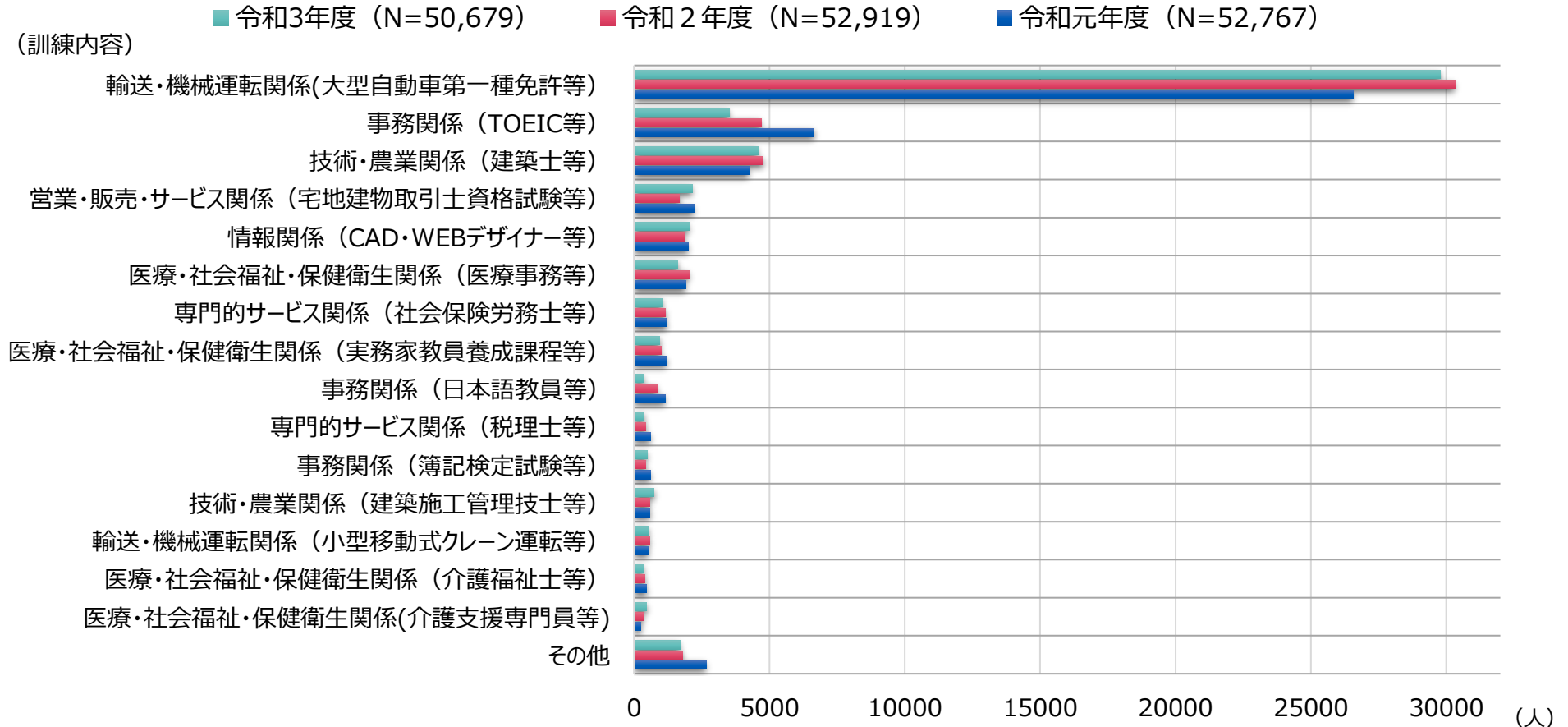
なお、この点に関して、労働者代表委員及び使用者代表委員から、指定講座の見直しに当たっては具体的な指標に基づき検討されるべきである旨の意見があった。
- ただし、雇用保険制度は、失業に際して生活の安定を図りつつ、再就職に向けた支援を行うことを最も基本的な目的としているものであることにかんがみれば、教育訓練給付についても職業能力の向上を通じて失業予防・早期再就職を図るという制度趣旨に沿って運営される必要があり、受給者の動向を確認するために行っている受給者アンケートの見直し等も検討しつつ再就職後の定着率などの効果検証をしっかりと行い、更なる制度改善につなげるべきである。
- また、平成26年度に創設され、平成29年度に現行の制度に改正された教育訓練支援給付金は、令和3年度までの暫定措置となっているが、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、3年間延長すべきである。
- ただし、同給付金は支給期間も長期にわたることや、制度利用の前提となる専門実践教育訓練給付の指定講座及び実際の利用者に偏りがある現状にかんがみ、費用対効果の観点も踏まえつつ、専門実践教育訓練の対象資格の取得状況や受講後の労働条件、雇用継続・再就職状況の面から効果検証を行い、指定講座の偏りを含め、しかるべき制度改善につなげるべきである。

一般・特定一般教育訓練給付

一般教育訓練給付（通学制・特定一般を含む）受給者の主な受講内容

○ 直近3か年度の状況を見ると、輸送・機械運転関係（大型自動車運転免許等）の受講を受けている受給者が多いほか、事務関係（TOEIC等）の講座を受けている受給者が増えている。

主な訓練内容別受給者数（通学制）



※ 一般教育訓練（通学制・特定一般含む）給付受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。

※ このデータは、各年度末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

※ 「その他」は、行政書士、ソムリエ呼称資格認定試験、保育士など。

一般教育訓練給付（通信制・特定一般を含む）受給者の主な受講内容

○ 直近3か年度の状況を見ると、医療事務等の医療・社会福祉・保健衛生関係の受給者が多いほか、専門的サービス関係（社会保険労務士等）の講座を受けている受給者が増えている。

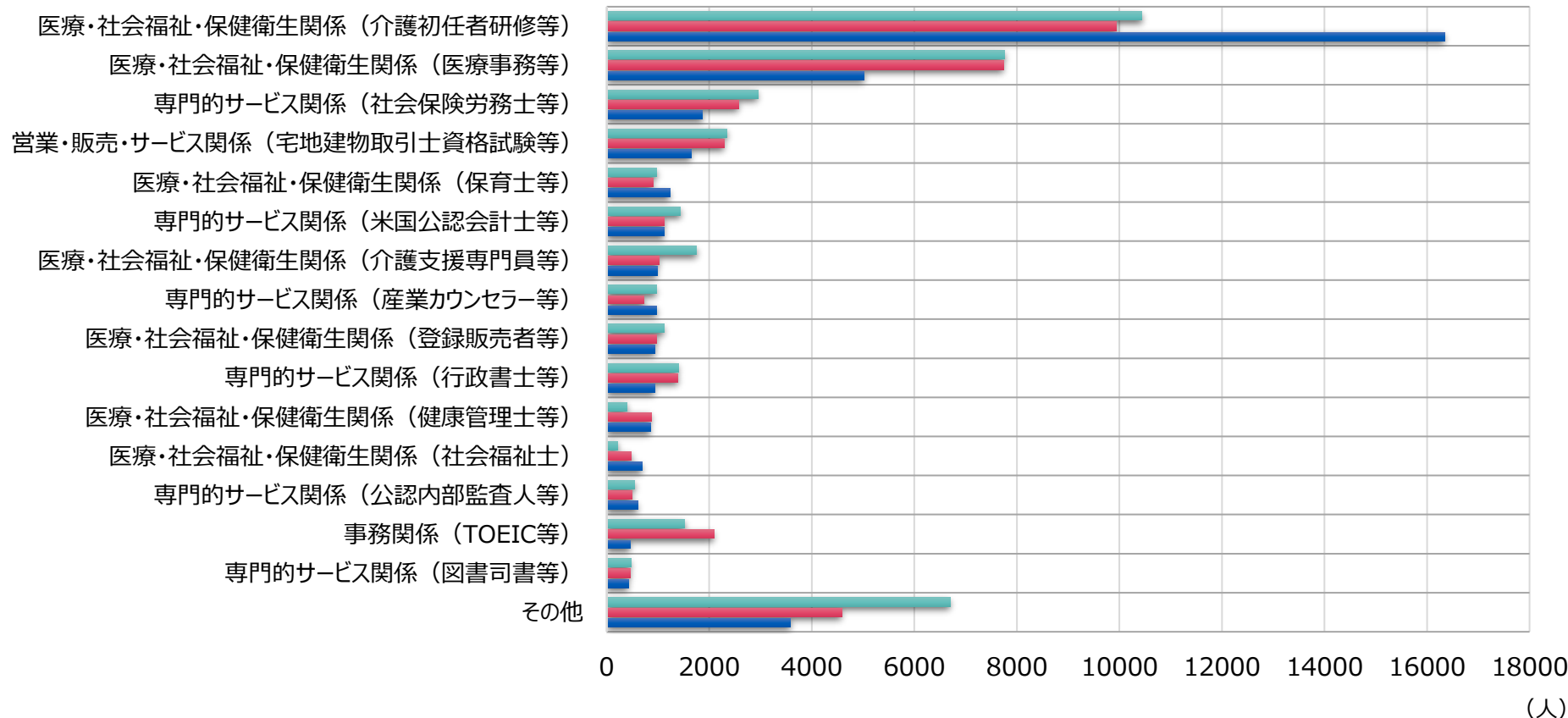
主な訓練内容別受給者数（通信制）

（訓練内容）

■ 令和3年度（N=41,132）

■ 令和2年度（N=37,681）

■ 令和元年度（N=37,697）



※ 一般教育訓練（通信制・特定一般含む）給付受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。

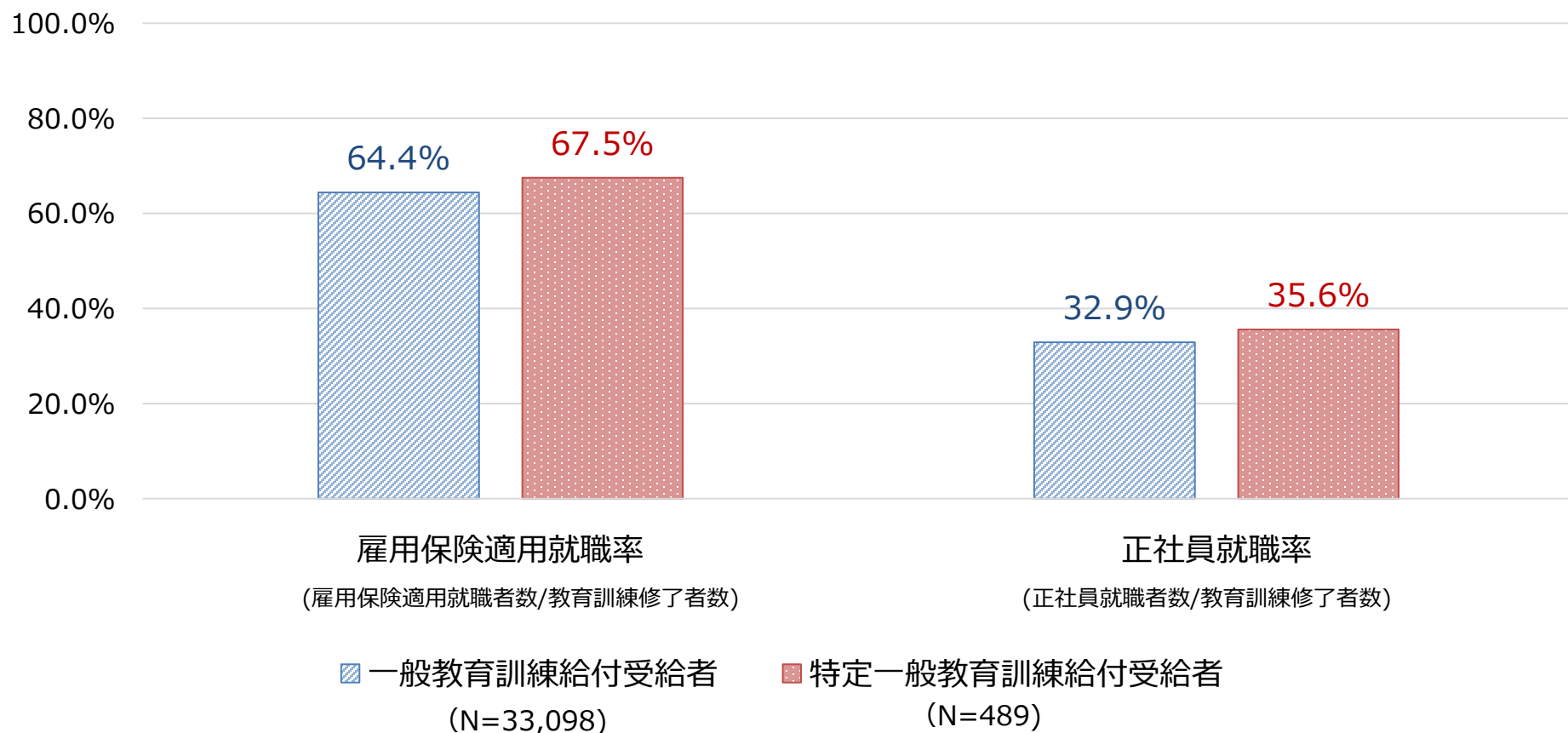
※ このデータは、各年度末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

※ 「その他」は、マンション管理士、税理士、電気主任技術者試験など。

一般・特定一般教育訓練受給者の雇用保険適用就職率・正社員就職率（離職者）

- 受講開始時に離職中で、令和2年度に一般教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率は64.4%（特定一般は67.5%）
正社員就職率は32.9%（特定一般は35.6%）となっている。

受講開始時離職中かつ令和2年度に一般教育訓練・特定一般教育訓練を修了した者の
雇用保険適用就職率・正社員就職率

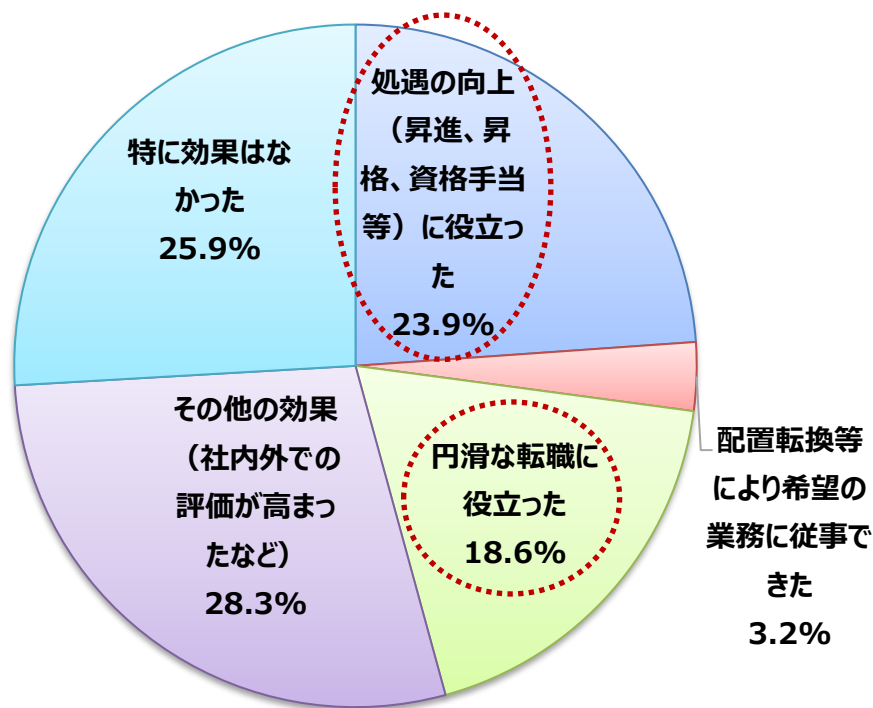


(注) 受講開始時に離職中であり、令和2年度に教育訓練を修了した者について、令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率を集計。Nは教育訓練修了者数。

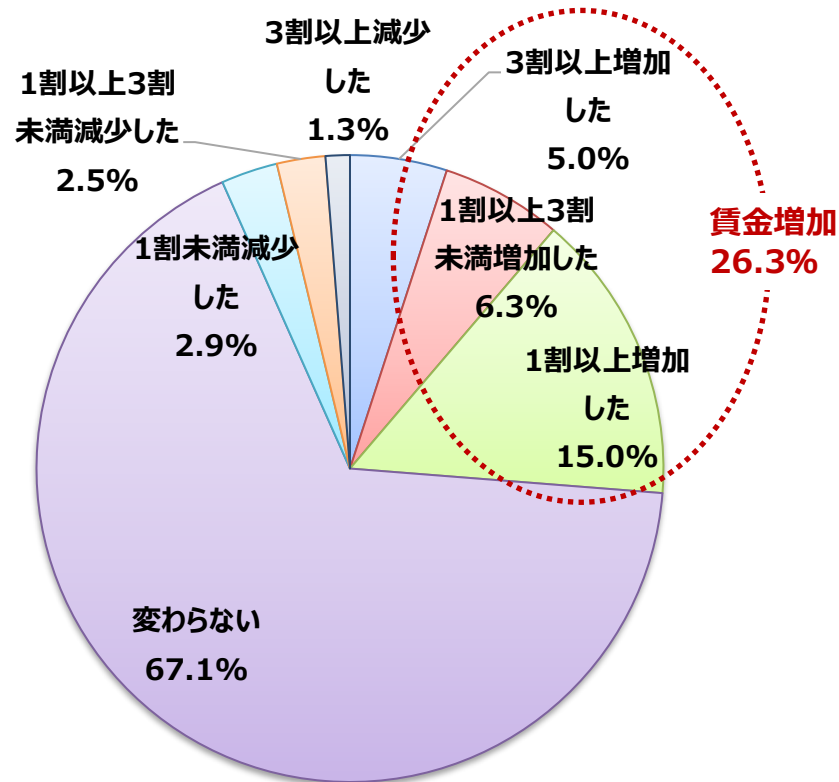
特定一般教育訓練給付受給者の講座受講の効果（在職者）【受給者アンケート】

○ 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者に、講座の受講の効果を探ったところ、74.1%が何らかの効果を感じており、そのうち「処遇の向上に役立った」が23.9%、「円滑な転職に役立った」が28.3%となっている。また、訓練受講後は26.3%が賃金が増加したとしている。ただし、制度創設から間もないため、回答者数が少ないことに留意が必要。

受給者が感じている講座受講の効果
(N=247)



訓練受講後の賃金の変化
(受講開始時に就業していた者) (N=240)

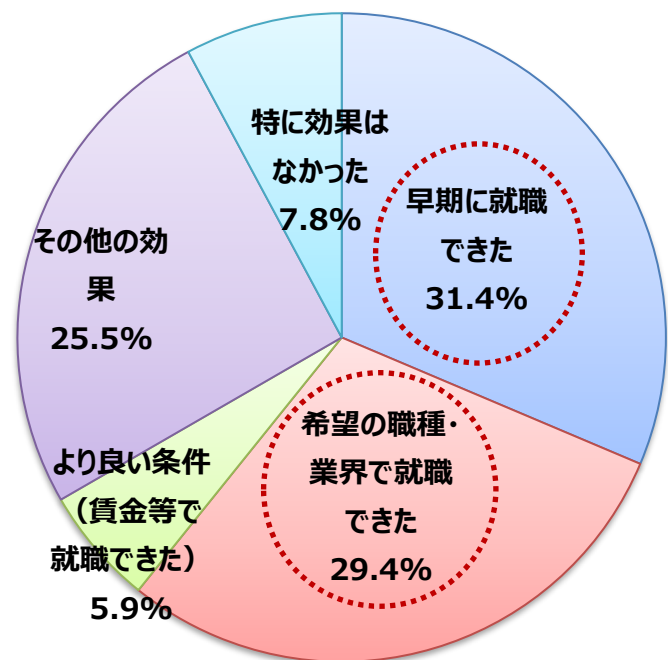


※ 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。311名が回答（回収率12.6%）。
(注) 賃金には資格手当等も含む。

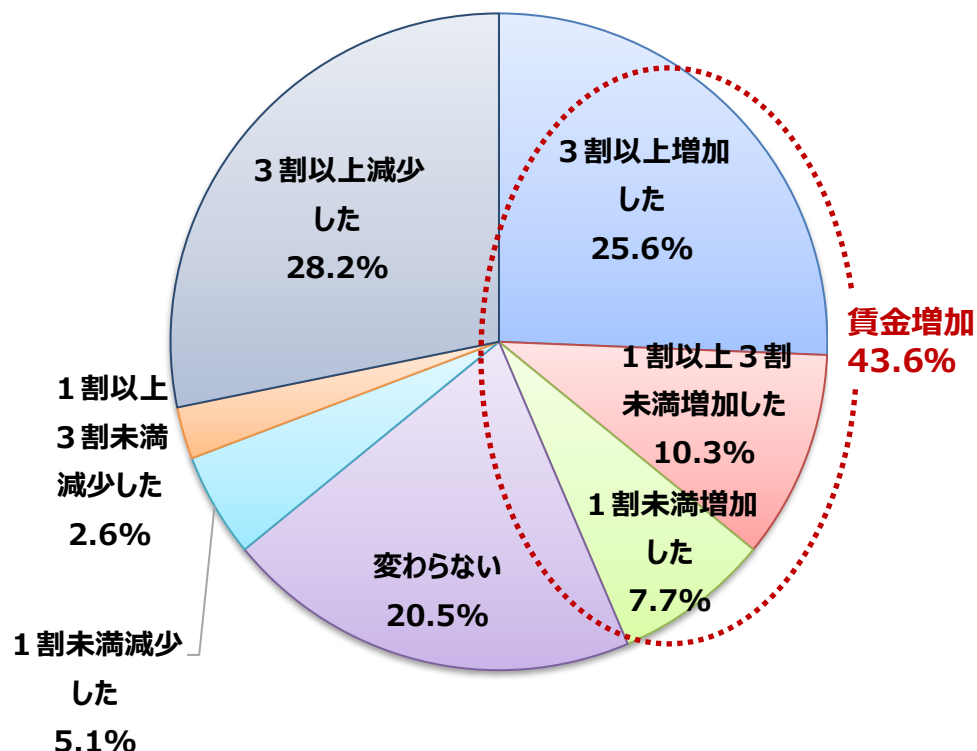
特定一般教育訓練給付受給者の講座受講の効果（離職者）【受給者アンケート】

○ 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していなかった者に、講座の受講の効果を探ったところ、92.8%が何らかの効果を感じており、そのうち「早期に就職できた」が31.4%、「希望の職種・業界で就職できた」が29.4%となっている。また、訓練受講後の再就職により43.6%が賃金が増加したとしている。ただし、制度創設から間もないため、回答者数が少ないことに留意が必要。

受給者が感じている講座受講の効果（N=51）



訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）（N=39）



※ 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。311名が回答（回収率12.6%）。
 （注）賃金には資格手当等も含む。

専門実践教育訓練給付

専門実践教育訓練給付・教育訓練支援給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援。

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

給付の内容

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給

支給要件

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

教育訓練支援給付金の概要

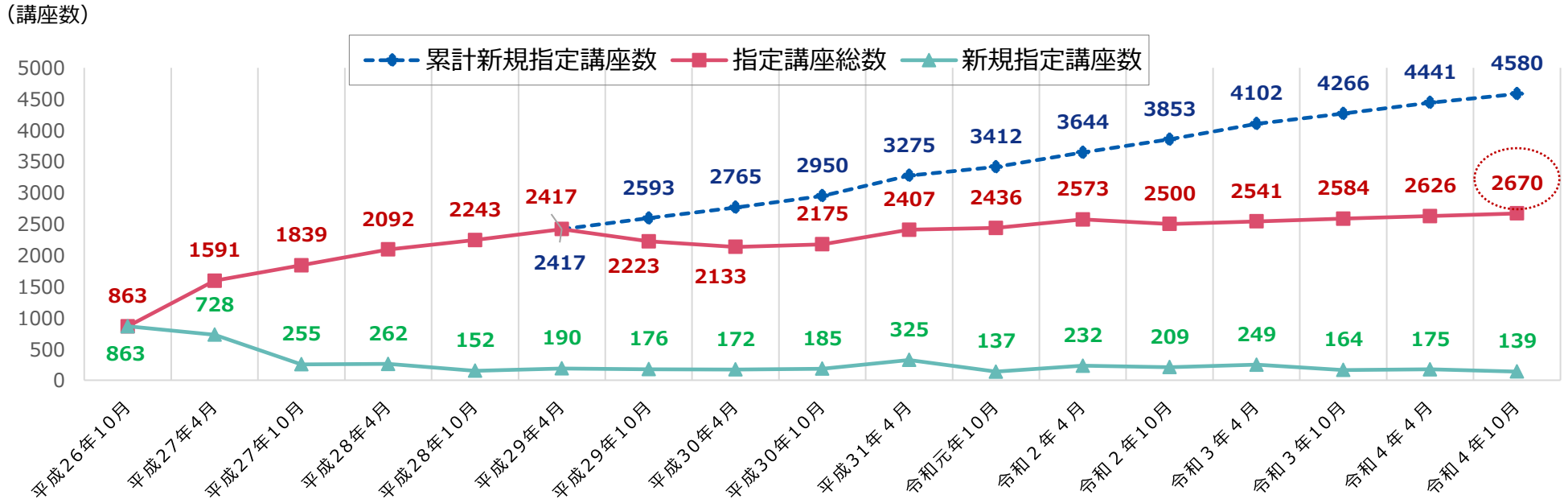
専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く）を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの（令和6年度末までの暫定措置）

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

対象講座の指定状況の推移（専門実践教育訓練給付）

○ 専門実践教育訓練給付の対象講座の指定状況を見ると、令和4年10月時点で2,670講座となっており、そのうち第一類型が1,648講座と最も多くなっている。

専門実践教育訓練給付の対象講座の指定状況の推移（制度創設～令和4年10月指定分）



指定講座総数（令和4年10月時点）2,670の内訳

第一類型	第二類型	第三類型	第四類型	第五類型	第六類型	第七類型
<p>業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程</p> <p>講座数) 1,648講座 例) 看護師、介護福祉士、美容師等</p>	<p>専修学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム</p> <p>講座数) 672講座 例) 商業実務、衛生関係等</p>	<p>専門職学位課程</p> <p>講座数) 91講座 例) 教職大学院、法科大学院等</p>	<p>大学等の職業実践力育成プログラム</p> <p>講座数) 157講座 例) 特別の課程(保健)、特別の課程(工学・工業)等</p>	<p>一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</p> <p>講座数) 2講座 例) 情報処理安全確保支援士等</p>	<p>第四次産業革命スキル習得講座</p> <p>講座数) 100講座 例) AI、データサイエンス、セキュリティ等</p>	<p>専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程</p> <p>講座数) 0講座</p>

指定期ごとの新規指定講座数の推移（専門実践教育訓練給付）

○ 専門実践教育訓練給付の対象講座について、指定期ごとの新規指定講座数を見ると、制度創設当初は第一類型、第二類型が大半を占めていたが、近年は第六類型（第四次産業革命スキル習得講座）等のその他の類型も一定程度新規指定がなされている。

指定期	新規指定講座数	うち第一類型	うち第二類型	うち第三類型	うち第四類型	うち第五類型	うち第六類型	うち第七類型
平成26年10月	863	450	384	29	-	-	-	-
平成27年4月	728	539	147	42	-	-	-	-
平成27年10月	255	98	156	1	-	-	-	-
平成28年4月	262	148	84	7	23	-	-	-
平成28年10月	152	61	70	3	14	4	-	-
平成29年4月	190	90	62	8	27	3	-	-
平成29年10月	176	75	76	3	15	7	-	-
平成30年4月	172	80	38	9	17	12	16	-
平成30年10月	185	105	52	2	7	4	15	-
平成31年4月	325	223	68	8	11	0	15	0
令和元年10月	137	82	40	4	7	0	4	0
令和2年4月	231	122	63	10	24	0	12	0
令和2年10月	209	131	32	5	6	0	35	0
令和3年4月	249	141	81	5	10	0	12	0
令和3年10月	164	102	29	0	11	0	22	0
令和4年4月	175	97	37	7	22	0	12	0
令和4年10月	139	84	33	1	8	0	13	0

※ 指定期間満了・講座廃止等により指定外となった講座が存在するため、各期の新規指定講座数を合算した数と、令和4年10月時点の指定講座総数は、一致しない。28

課程類型ごとの指定カバー率（専門実践教育訓練給付）

	(a)当該課程類型に該当する講座数	(b)R4.10.1時点の指定講座数	(b)/(a)	指定を受けていない理由として主に考えられる事項
① 業務独占・名称独占資格の養成課程	—	1,648	—	
例	介護福祉士養成課程 (令和4年4月時点)	369施設 284	76%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生向けの講座である等、教育訓練給付の利用を想定していない講座がある ○ 修了者の資格試験合格率が全国平均以下である ○ 就職・在職率が80%以下である(※長期履修者や大学等への進学者等の存在など、訓練の質とは別の理由により要件を満たすことが困難な場合も存在) ○ 資格を取得するために必要な最短の課程でない(例：4年制大学の看護師・保育士養成課程)
	看護師養成課程 (令和3年4月時点)	1,088講座 263	24%	
	保育士養成課程 (令和4年4月時点)	668施設 98	14%	
② 専門学校職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム	—	672	—	
	職業実践専門課程 (令和4年5月時点)	3,154学科 668	21%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職・在職率が80%以下である(※同上) ○ 最短の期間でない(3年制・4年制の課程)
	キャリア形成促進プログラム (令和4年3月時点)	18学科 4	22%	
③ 専門職大学院の課程	166専攻 (令和4年5月時点)	63専攻 (91講座)	37%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了者の資格試験合格率が全国平均以下である(法科大学院等)
④ 職業実践力育成プログラム	339課程 (令和4年5月時点)	157	46%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開講したばかりの講座であり、指定申請の前提となる過去実績がない ○ 就職・在職率が80%以下である ○ 専門実践教育訓練給付の対象とならない短時間の講座がある
⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程	正確な把握は困難	2	正確な把握は困難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標資格が求める水準を満たしていない
⑥ 第四次産業革命スキル習得講座	117講座 (令和4年10月時点)	100	85%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業向け研修の講座である等、教育訓練給付の利用を想定していない講座がある
⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	35学科 (令和5年4月時点。開設予定含む)	0	0%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開講したばかりの講座であり、指定申請の前提となる過去実績がない

開講形態別指定講座数（専門実践教育訓練給付）

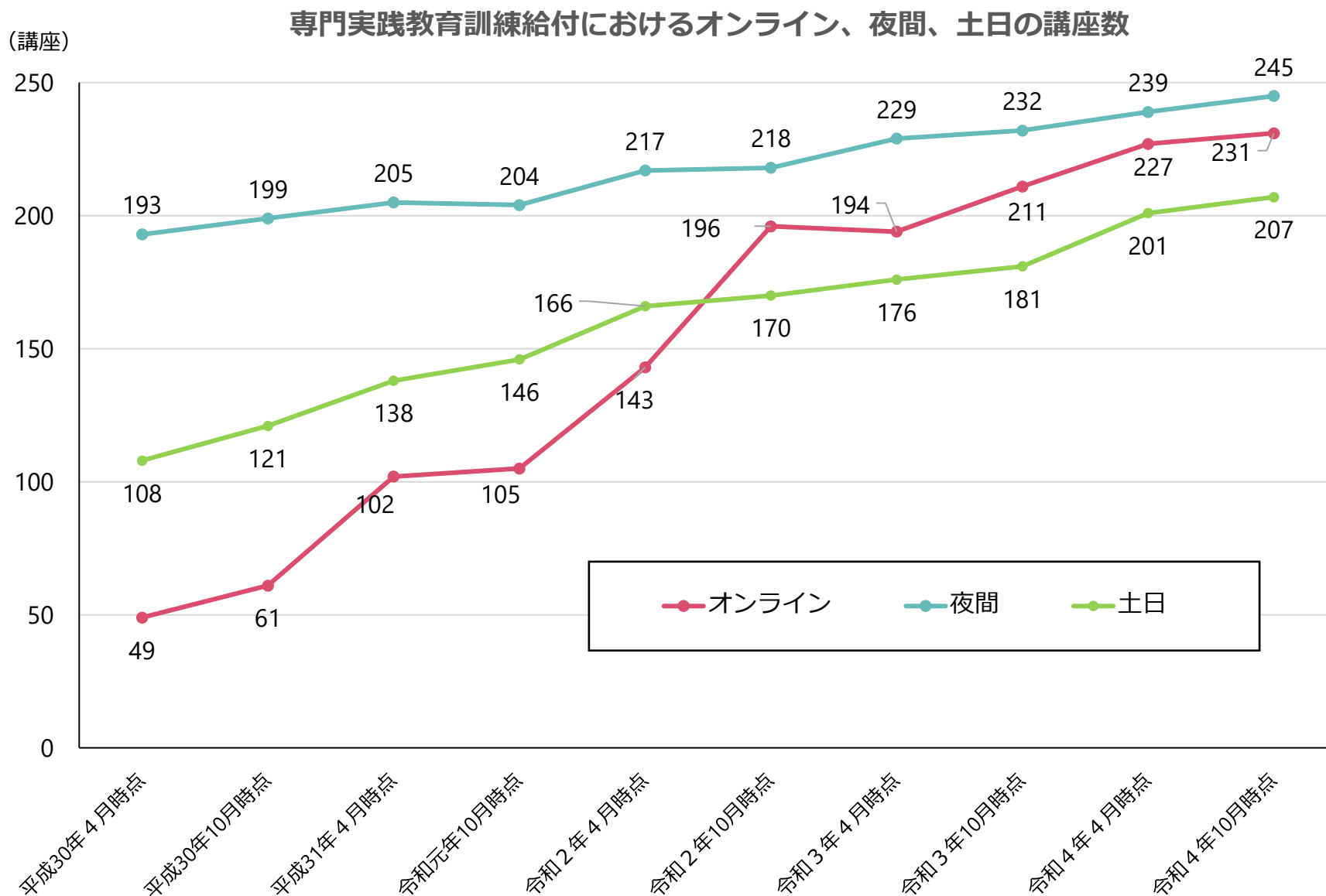
○ 令和4年10月1日時点の専門実践教育訓練給付の指定講座を、開講形態別に1年前と比較すると、通学制のうち平日夜間と土日に実施される講座、通信制のうち一部eラーニング・eラーニングが特に増加している。

実施方法	①令和3年10月1日 時点		②令和4年10月1日 時点		①→② 増加割合（%）
通学制 ※1	2,077	(80.4%)	2,138	(80.1%)	2.9%
平日昼間に実施される講座	1,839	(71.2%)	1,879	(70.4%)	2.2%
平日夜間に実施される講座	232	(9.0%)	245	(9.2%)	5.6%
土日に実施される講座	181	(7.0%)	207	(7.8%)	14.4%
通信制	507	(19.6%)	522	(19.6%)	3.0%
通信 ※2	296	(11.5%)	302	(11.3%)	2.0%
一部eラーニング	121	(4.7%)	127	(4.8%)	5.0%
eラーニング	90	(3.5%)	104	(3.9%)	15.6%
計	2,584	(100.0%)	2,670	(100.0%)	3.3%

(※1) 指定講座数については、通学制の講座は重複するものがあるため、講座数の合計は一致しない（100%とならない）。

(※2) 教材の発送や添削指導等を郵送により行う、いわゆる通信教育（インターネット等を用いないもの）。

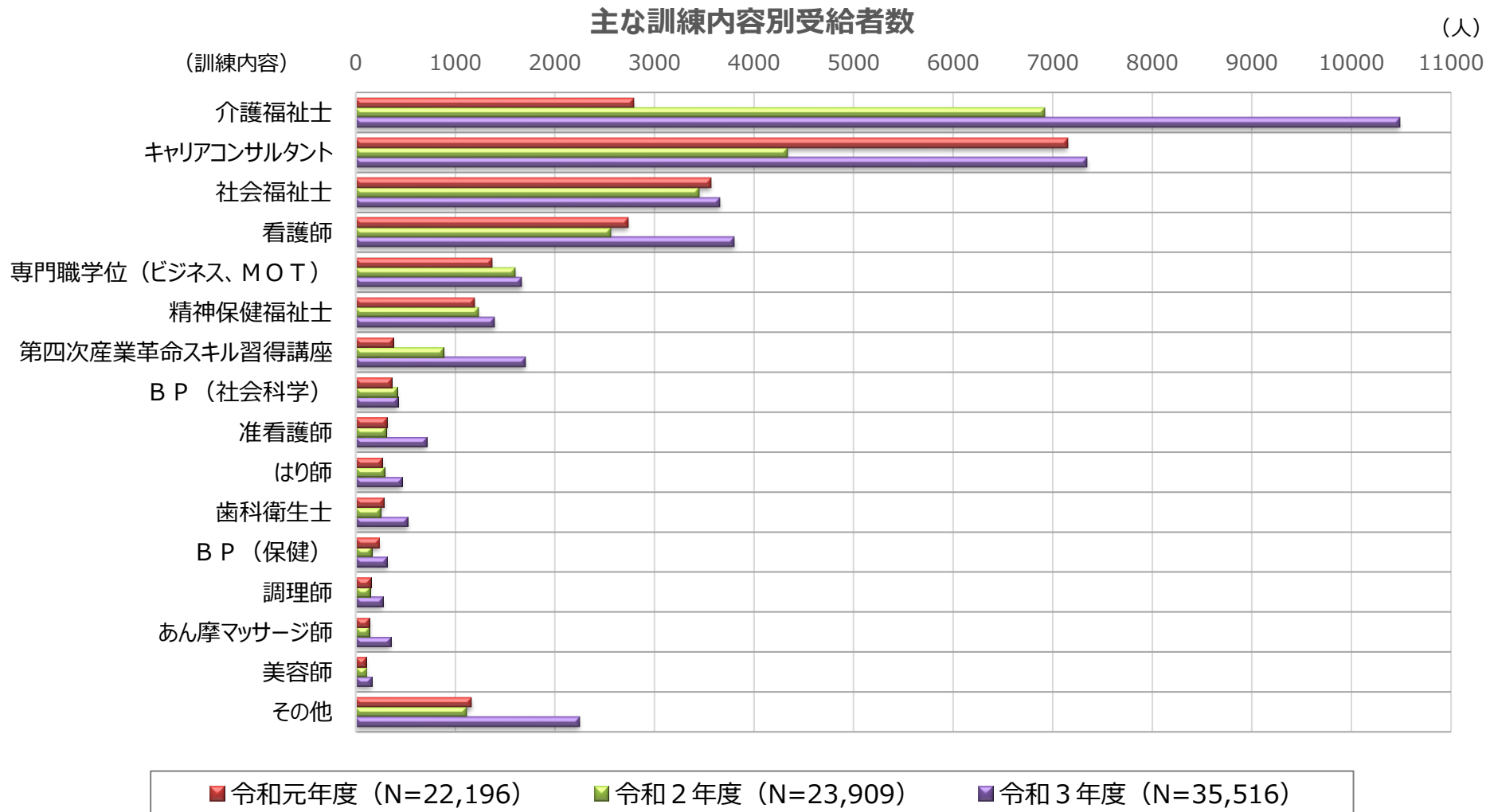
専門実践教育訓練給付におけるオンライン、夜間、土日の講座数（平成30年4月～）



※ 夜間、土日については重複しているものがある。

専門実践教育訓練給付受給者の主な受講内容

- 直近3か年度の状況を見ると、福祉系やキャリアコンサルタント等の幅広い資格の受講者が多いほか、専門職学位（ビジネス、MOT）、第四次産業革命スキル習得講座等の件数が伸びている。

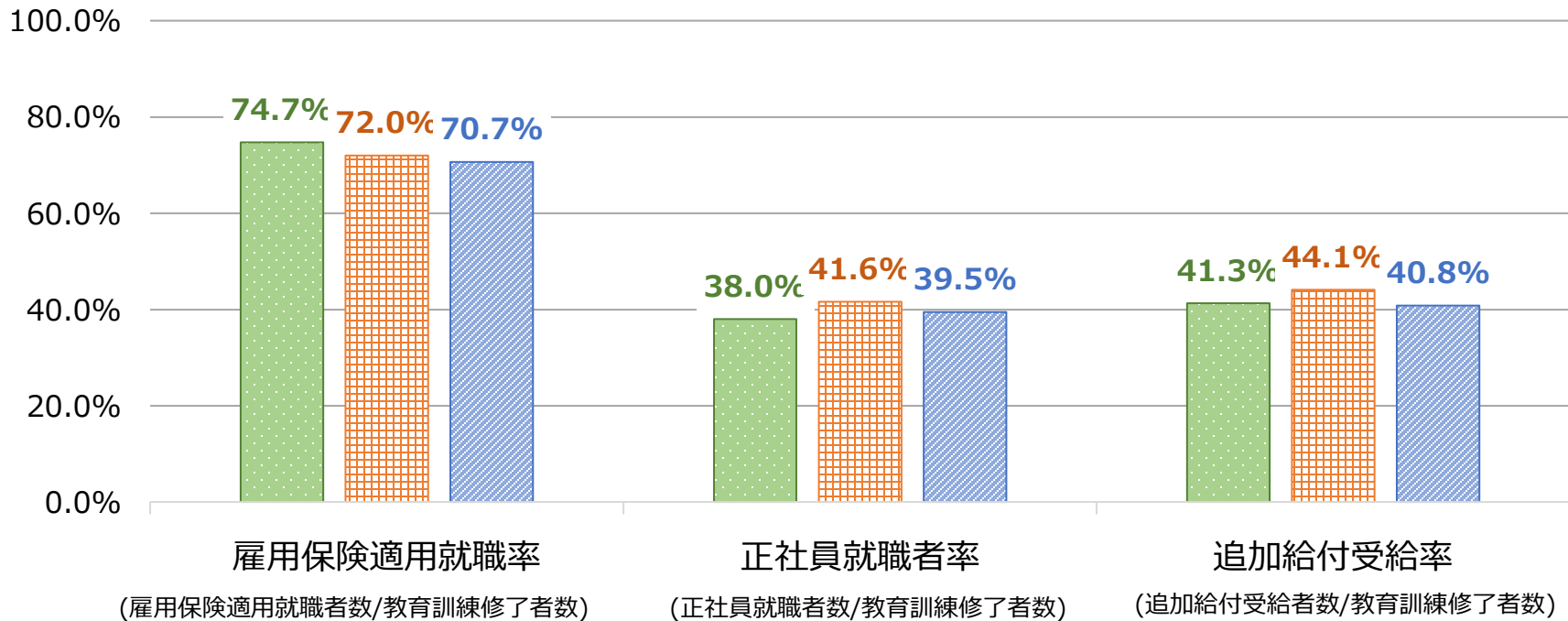


※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。
 ※ このデータは、令和4年11月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 「BP」とは、Brush up Program for professional (職業実践力育成プログラム) の略。BP (社会科学) は経営マネジメントコースなど、BP (保健) は認定看護師コースなど。
 ※ 「その他」は、柔道整復師、言語聴覚士、職業実践専門課程 (土木・建築)、専門職学位 (会計)、作業療法士など。

専門実践教育訓練受給者（離職者）の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率

- 受講開始時に離職中で、平成30年度、令和元年度、令和2年度の各年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率は7割程度、正社員就職率・追加給付受給率は4割程度となっている。

受講開始時離職中かつ平成30年度、令和元年度、令和2年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率



■ 平成30年度 (N=1,995) ■ 令和元年度 (N=3,179) ■ 令和2年度 (N=3,921)

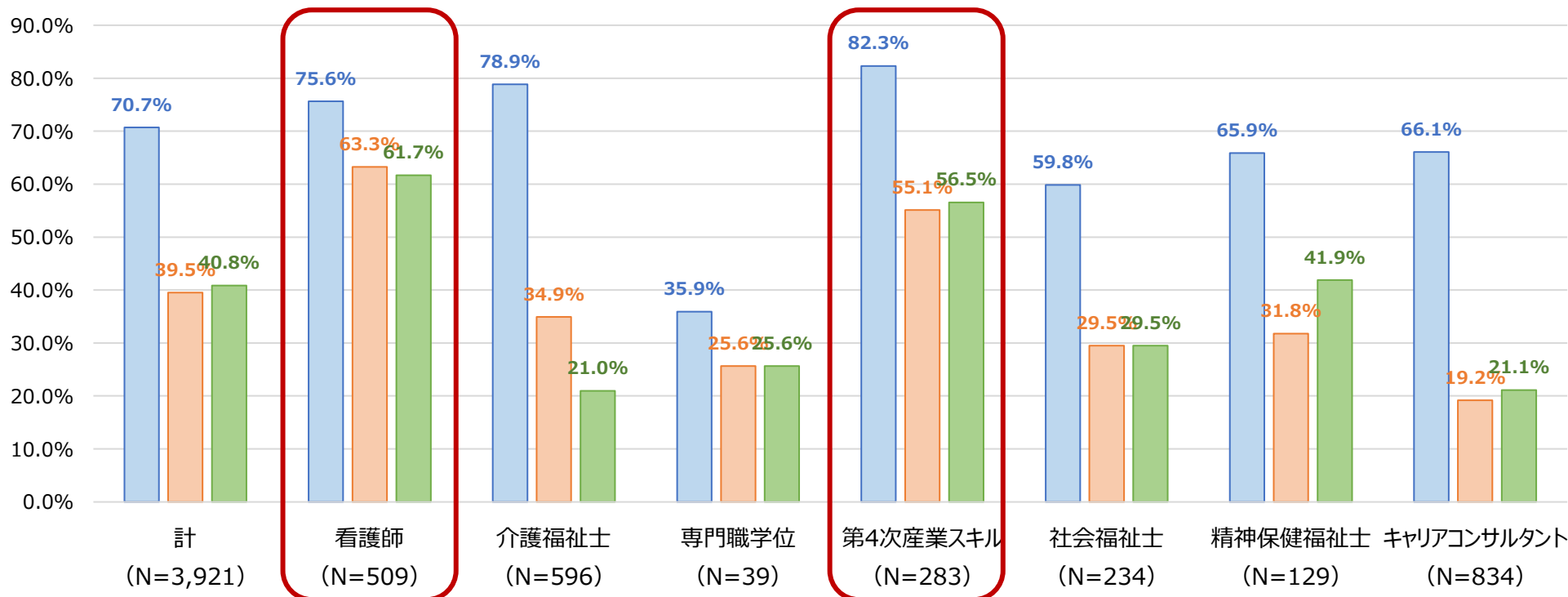
(注) 受講開始時に離職中であり、令和3年3月末までに訓練を修了した計9,095名について、令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を集計。Nは教育訓練修了者数。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

専門実践教育訓練受給者（離職者）の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率【目標資格別】

- 受講開始時に離職中で令和2年度に教育訓練を修了した者について、目標資格別に見ると、看護師や第4次産業スキルについては、雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率がいずれも全体よりも高くなっている。

目標資格別の受講開始時離職中かつ令和2年度中に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率

■ 雇用保険適用就職率 (雇用保険適用就職者数/教育訓練修了者数)
 ■ 正社員就職率 (正社員就職者数/教育訓練修了者数)
 ■ 追加給付受給率 (追加給付受給者数/教育訓練修了者数)

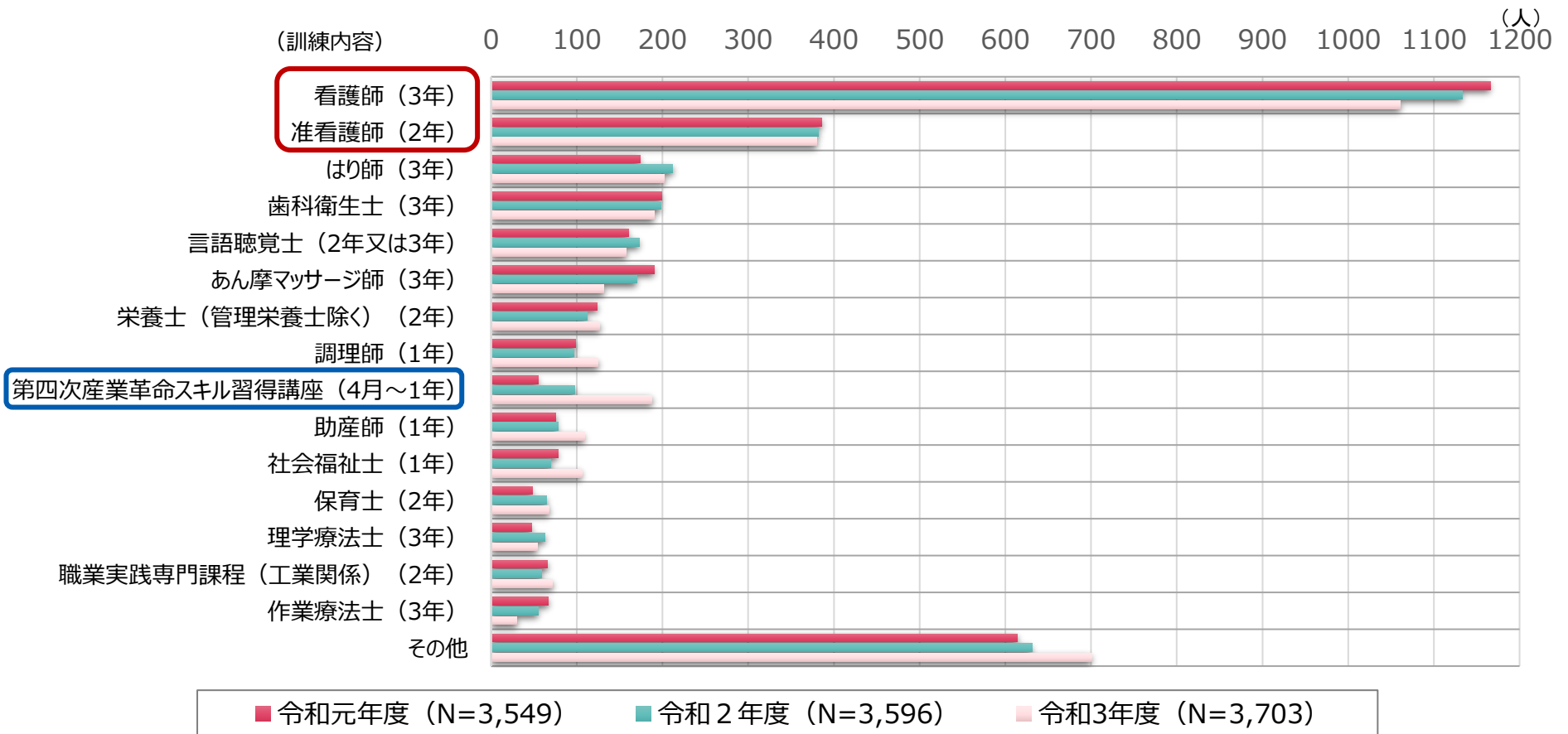


(注) 受講開始時に離職中であり、令和2年度中に訓練を修了した計3,921名について、令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を集計。Nは教育訓練修了者数。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

教育訓練支援給付金受給者の主な受講内容

- 直近3か年度の教育訓練支援給付金受講者の受講内容を見ると、各年度とも、看護師・准看護師が全体の約40%以上を占めているなど、2年以上の長期の訓練の受講者が多い。また、直近3か年度では、第四次産業革命スキル習得講座の受講者数が伸びている。

主な訓練内容別受給者数

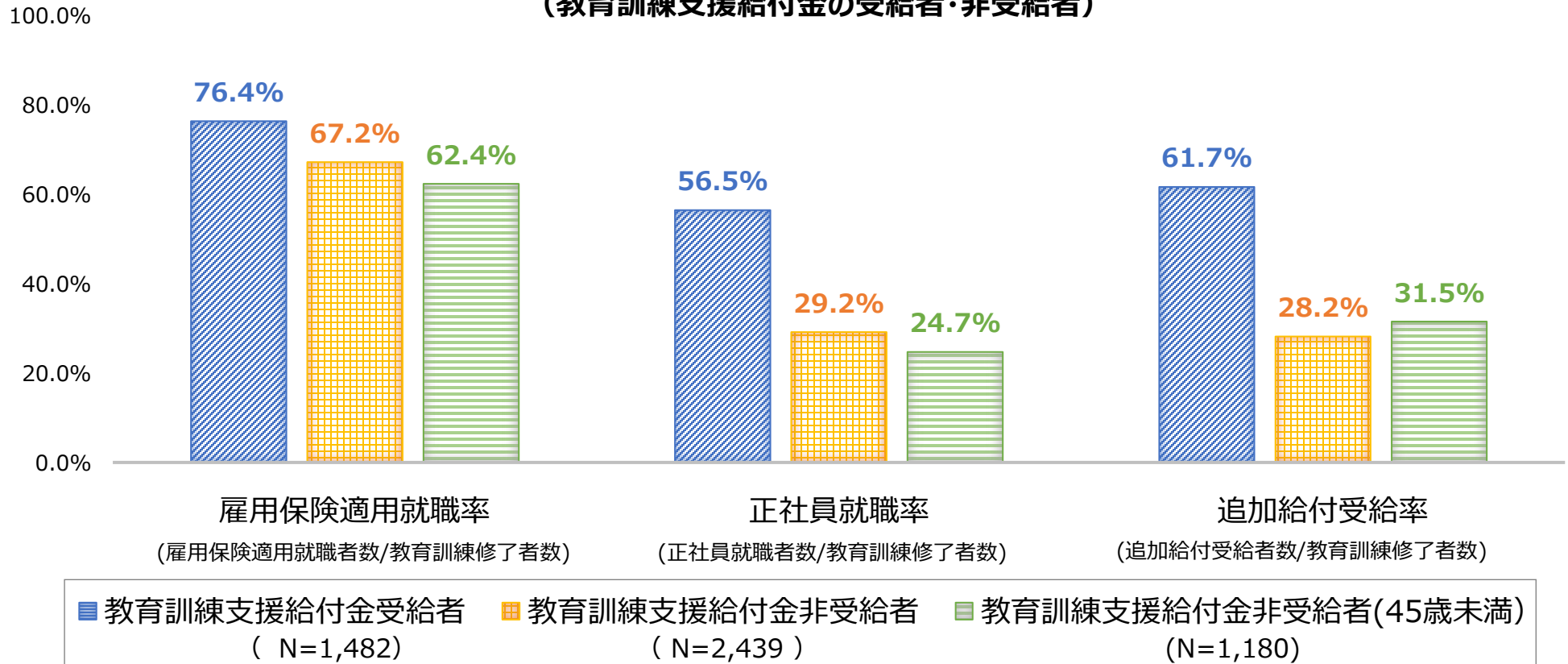


※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者の多い順から15コース（全体の約8割）について抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。
 ※ このデータは、令和4年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 職業実践専門課程（工業関係）の主な訓練内容は、ゲームプログラム・CGアニメーション・Webプログラムなど。
 ※ 訓練内容の（ ）カッコ書きは、訓練期間。
 ※ 「その他」は、柔道整復師、保健師、美容師、専門職学位（法科大学院）、職業実践専門課程（商業実務（例：税理など））など。

教育訓練支援給付金受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率

- 受講開始時離職中かつ令和2年度に専門実践教育訓練を修了した者について、雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を見ると、教育訓練支援給付金の受給者の方が非受給者に比べていずれも率が高くなっている。
- なお、教育訓練支援給付金は45歳未満の若年離職者が対象であるが、給付金の非受給者について45歳未満のみに限定して、給付金受給者と年齢層を揃えた場合であっても、給付金受給者の方が就職率等が高くなっている。

受講開始時離職中かつ令和2年度中に専門実践教育訓練を修了した者の
雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率
(教育訓練支援給付金の受給者・非受給者)



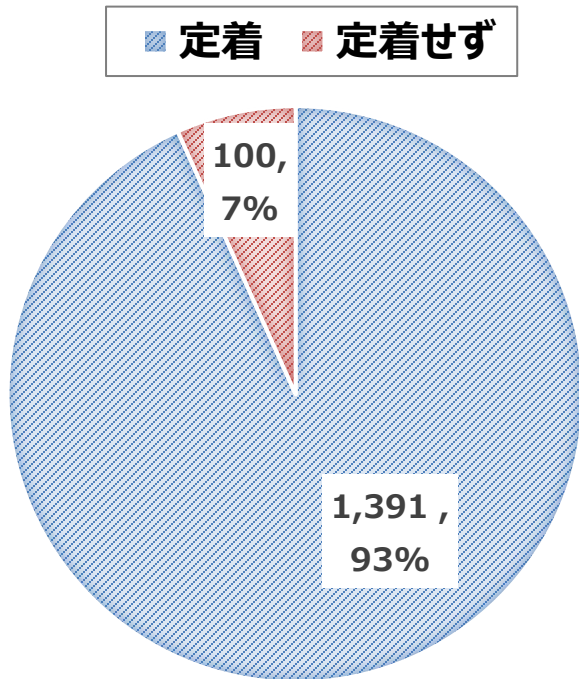
(注) 受講開始時に離職中であり、令和2年度中に専門実践教育訓練を修了した計3,921名のうち、教育訓練支援給付金受給者と教育訓練支援給付金非受給者について、それぞれ令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を集計。Nは教育訓練修了者数。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

専門実践教育訓練受講者（離職者）の定着率

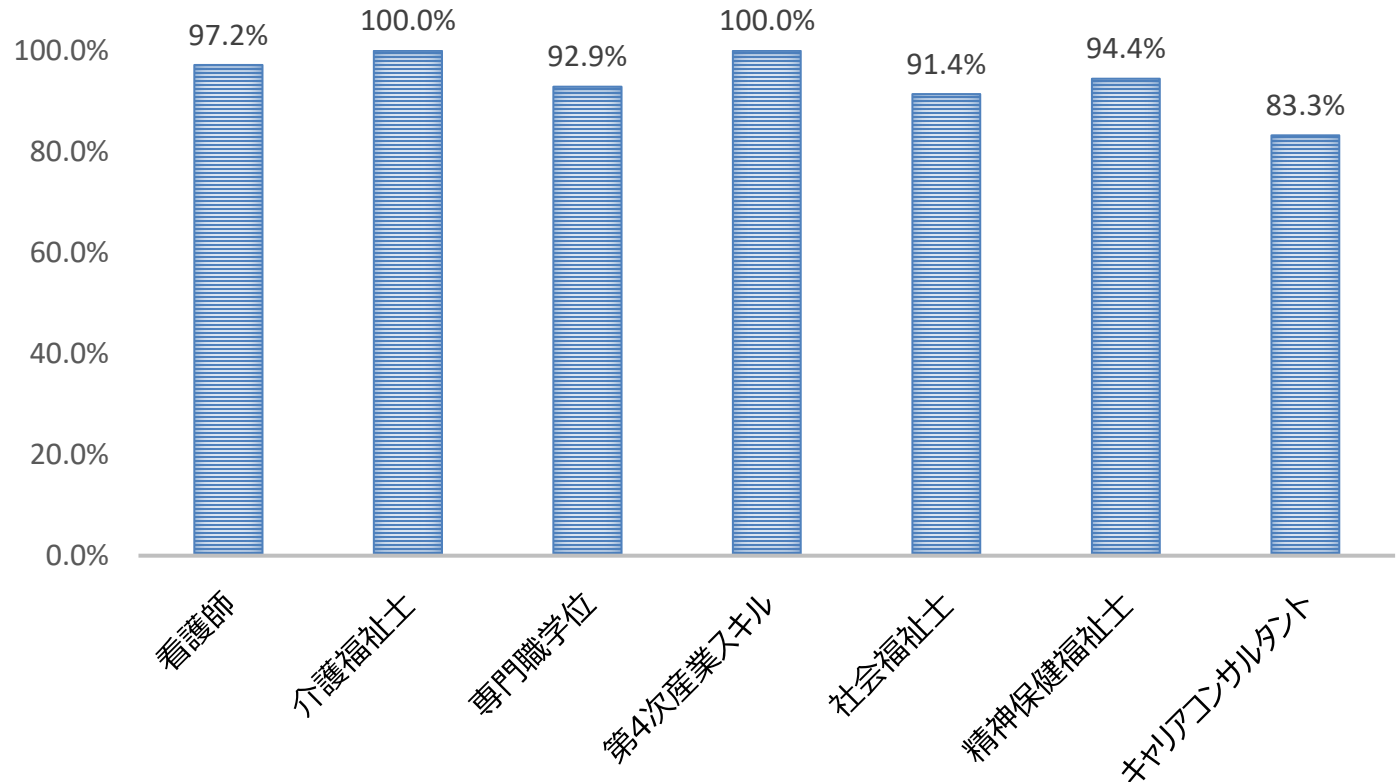
○ 受講開始時に離職中であり、かつ、平成30年度中に訓練を修了し、雇用保険適用された計1,491名について、令和4年3月末時点の定着率（修了後に雇用保険適用されてから喪失まで1年以上適用されていた者または適用継続している者）は93%となっており、目標資格別に見てもいずれも80%を超えている。

全体 N = 1,491

目標資格等別



目標資格等別の定着率

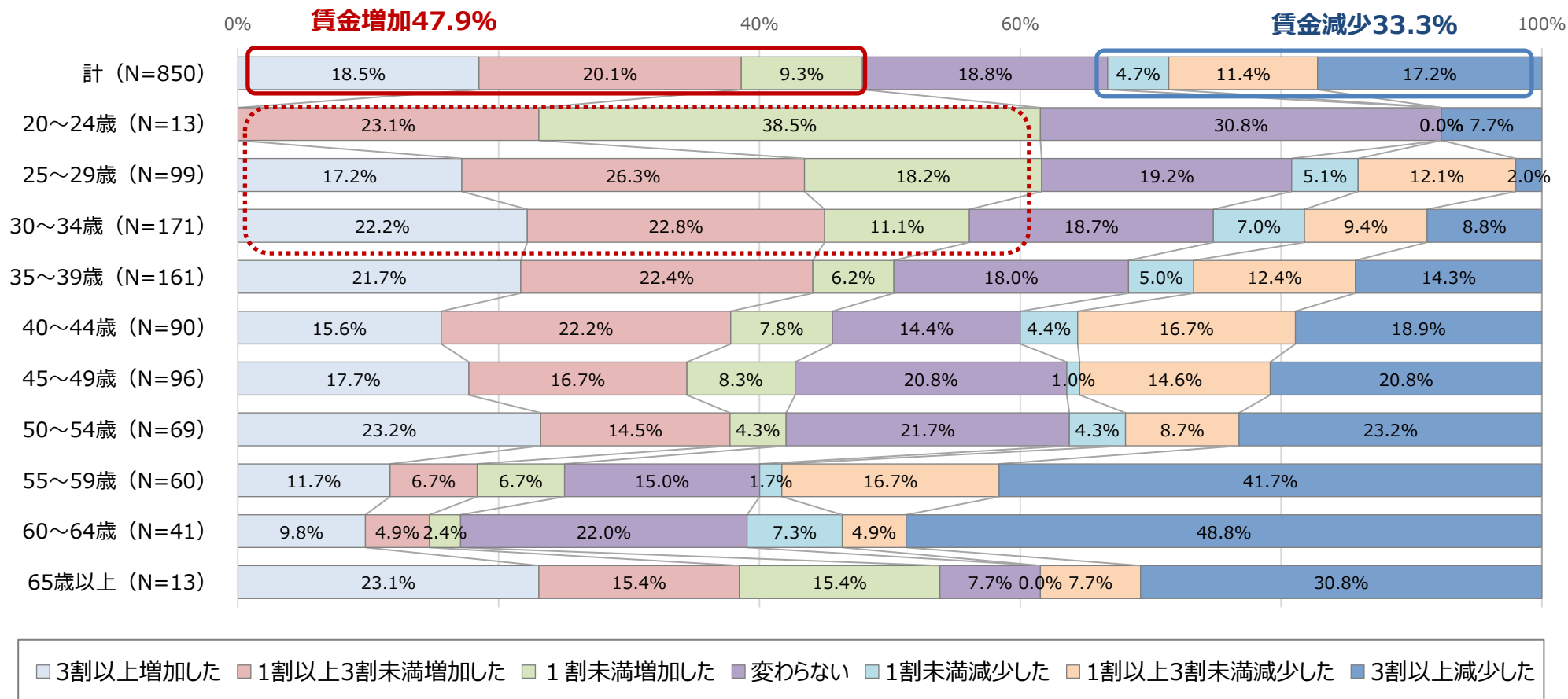


(※) 専門実践教育訓練給付受給者の主な受講内容で令和3年度を受講者数が上位の資格等の定着率

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（離職者）【受給者アンケート】

- 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業しておらず受講後に再就職した者の賃金の変化を見ると、約5割（47.9%）が前職と比較して再就職後の賃金が増加しており、35歳未満では6割程度の賃金が増加している。
（参考）労働市場全体の転職入職者の賃金変動状況別割合・・・賃金上昇34.7%、賃金減少35.3%（令和3年雇用動向調査）

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）



※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。

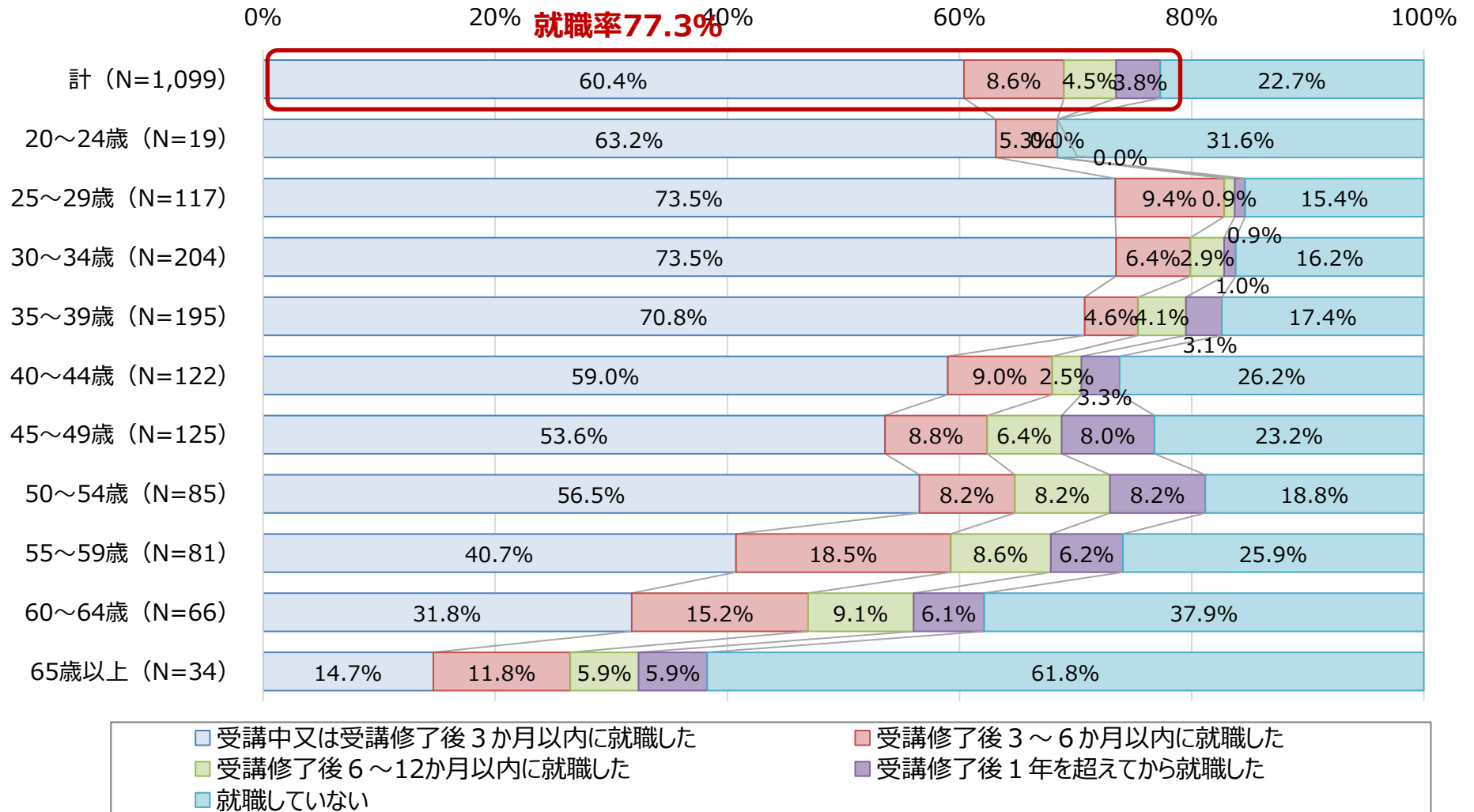
（注1）受講時非就業者のうち賃金の変化についての回答者850名には、年齢を回答しなかった者37名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

（注2）賃金には資格手当等も含む。

専門実践教育訓練受講者の就職率・就職時期（離職者）【受給者アンケート】

○ 専門実践教育訓練受講者の就職率は約8割となっており、年齢別に見ると、年齢が上がるほど未就職の者が多くなっている。

就職率・就職の時期（受講開始時に就業していなかった者）



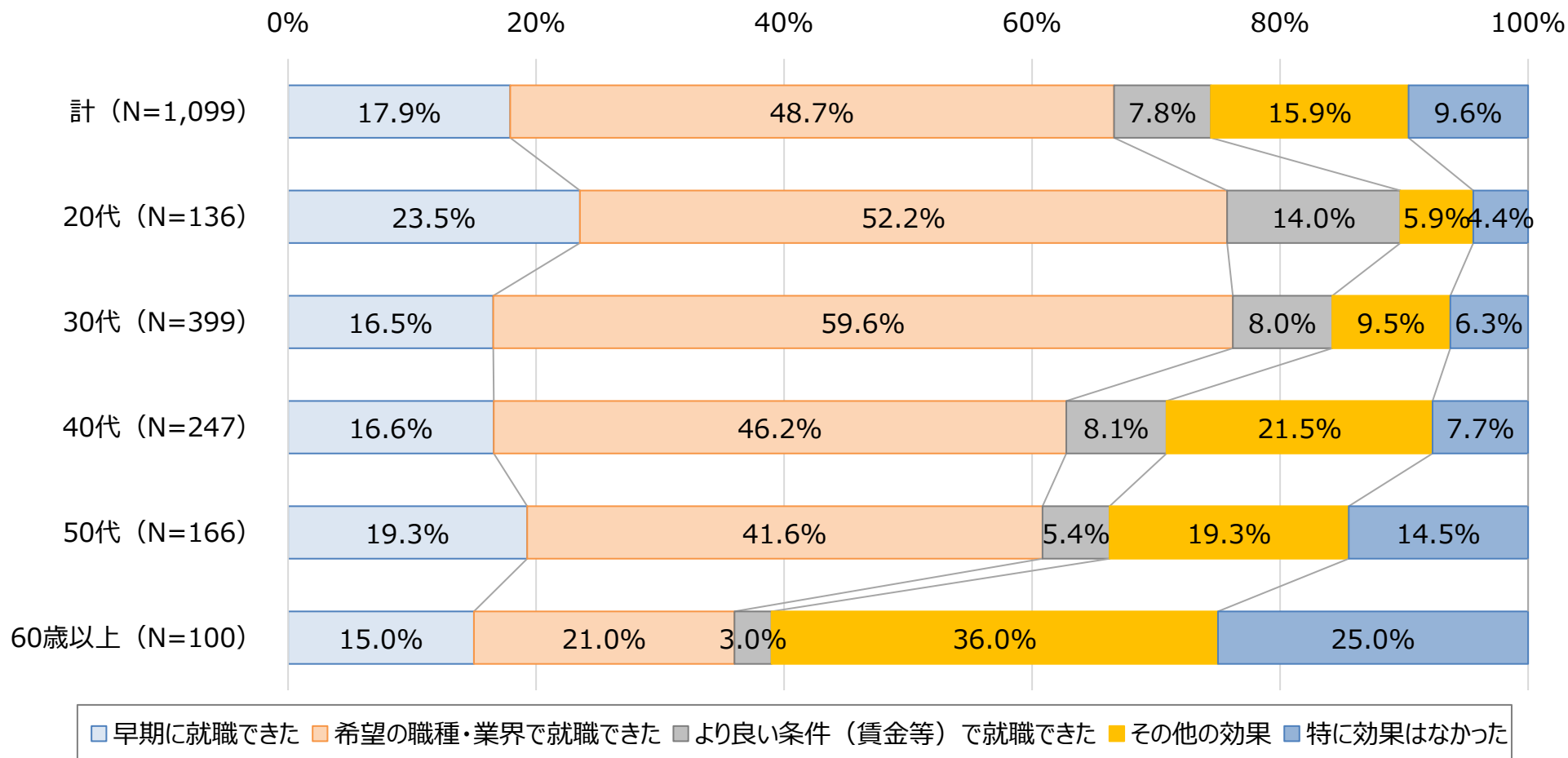
※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。

（注）受講時非就業者のうち賃金の変化についての回答者1,099名には、年齢を回答しなかった者51名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

受講者が感じている講座受講の効果（離職者）【受給者アンケート】

○ 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していなかった者に講座の受講の効果を探ねたところ、約9割が何らかの効果を感じており、そのうち「希望の職種・業界で就職できた」が半数程度となっている。また、年齢が低い者ほど、「より良い条件（賃金等）で就職できた」の割合が多くなっている。

「講座の受講の効果として、どのようなものがあったと思いますか」（受講開始時に就業していなかった者）



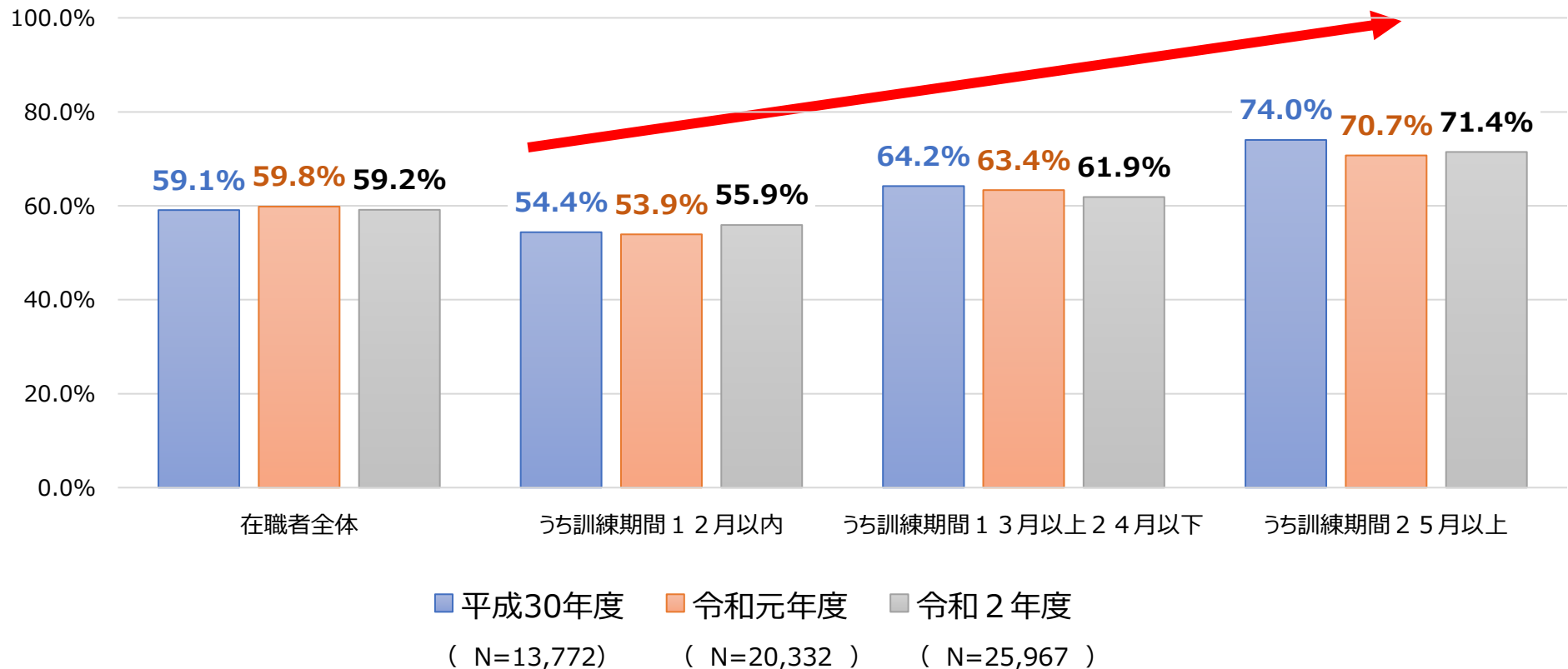
※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。

（注）受講時非就業者のうち賃金の変化についての回答者1,099名には、年齢を回答しなかった者51名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

専門実践教育訓練受給者（在職者）の追加給付受給率

○ 在職中に専門実践教育訓練を受講開始した者のうち受講修了後に目標とする資格等を取得した者の割合（追加給付受給率）を見ると、受講開始が平成30年度、令和元年度、令和2年度の者いずれも、概ね60%となっており、長期の訓練を受講した者ほどその割合は高くなっている。

在職者の専門実践教育訓練給付の追加給付受給率（訓練期間別）



(注) 受講開始時に在職中であり、平成30年度、令和元年度、令和2年度に訓練を開始した者について、訓練期間別に令和4年9月末時点の追加給付受給率を集計。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

専門実践教育訓練受講者のうち前職が非正規雇用である者の正規雇用への転換率

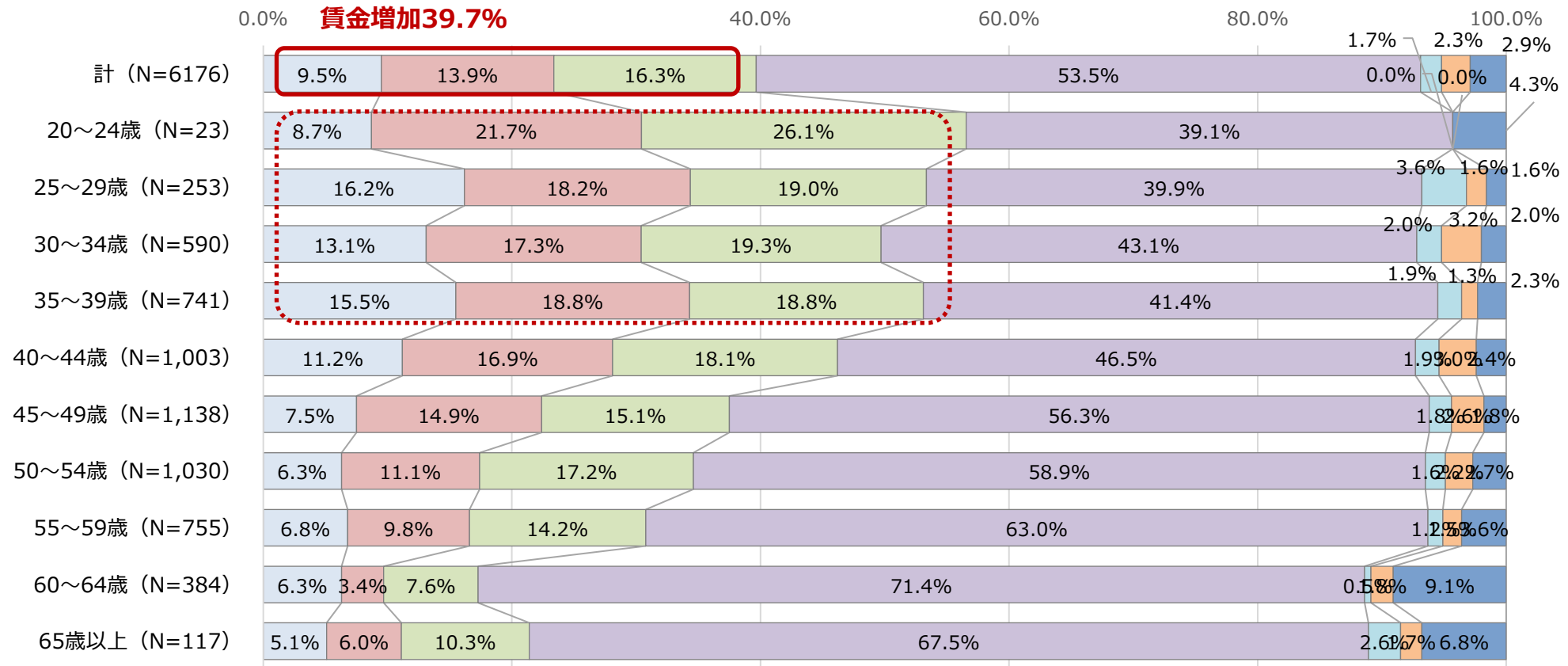
- 令和2年度中に専門実践教育訓練給付を修了した25,967名のうち、①受講開始時点で在職中・非正規雇用であり、②訓練終了から1年以内に雇用保険適用就職をした者について正社員雇用へに転換した割合は55.8%となっている。

	前職非正規の受給者のうち、 再就職・転職した者	正規転換（再就職・転職）数	非正規→正規 転換率
全体	2,654 派遣労働者：355 短時間労働者：903 有期契約労働者：1,390 その他：6	1,480 派遣労働者：183 短時間労働者：495 有期契約労働者：798 その他：4	55.8%
第一類型 業務独占・名称独占資格の養成課程	2,477	1,370	55.3%
第二類型 専門学校の職業実践専門課程及び キャリア形成促進プログラム	46	29	63.1%
第三類型 専門職大学院の課程	45	32	71.1%
第四類型 職業実践力育成プログラム	35	14	40.0%
第五類型 一定レベル以上の情報通信技術に関する 資格取得を目標とする課程	1	1	100.0%
第六類型 第四次産業革命スキル習得講座	50	34	68.0%

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（在職者）【受給者アンケート】

○ 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約4割（39.7%）が受講後に賃金が増加しており、40歳未満では5割以上の賃金が増加している。

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（受講時に就業していた者）



■ 3割以上増加した ■ 1割以上3割未満増加した ■ 1割未満増加した ■ 変わらない ■ 1割未満減少した ■ 1割以上3割未満減少した ■ 3割以上減少した

※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。

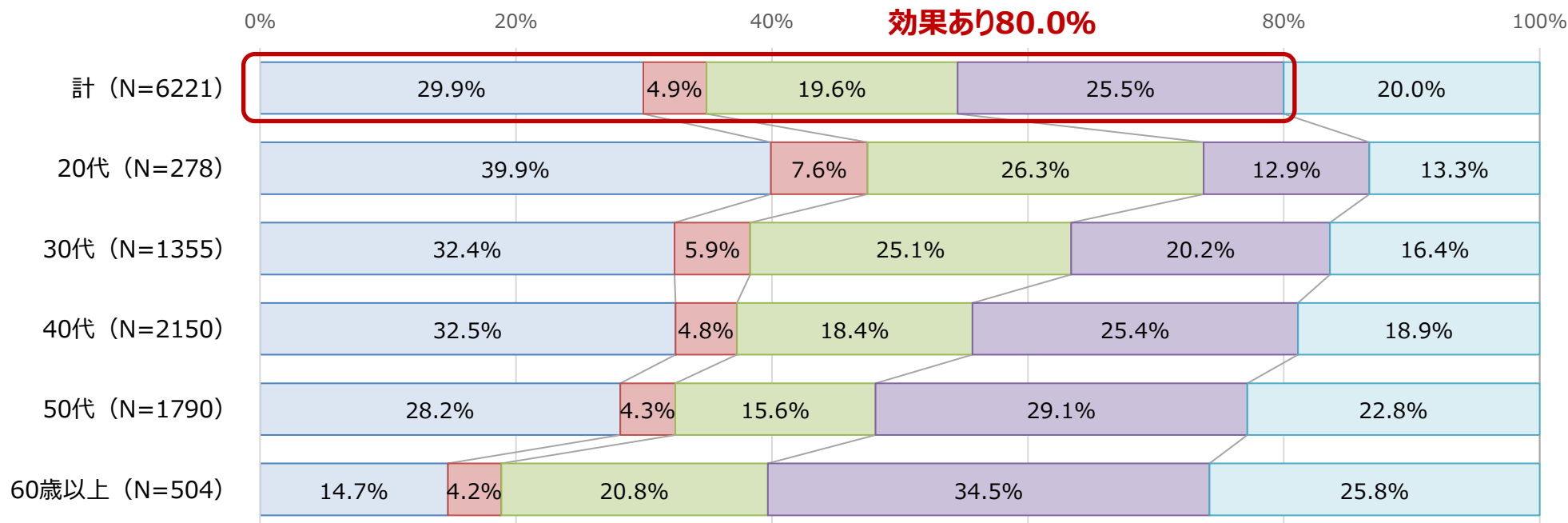
（注1）受講時就業者のうち賃金の変化についての回答者6176名には、年齢を回答しなかった者142名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

（注2）賃金には資格手当等も含む。

受講者が感じている講座受講の効果（在職者）【受給者アンケート】

○ 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者に、講座の受講の効果を探ったところ、80%が何らかの効果を感じており、そのうち処遇の向上が3割程度、社内外での評価等のその他の効果が1/4程度、円滑な転職に役立ったが2割程度となっている。なお、年齢別が上がるごとに効果ありの割合は減少している。

「講座の受講の効果として、どのようなものがあつたと思いますか」（受講開始時に就業していた者）



- 1. 処遇の向上（昇進、昇格、資格手当等）に役立った
- 2. 配置転換等により希望の業務に従事できた
- 3. 円滑な転職に役立った
- 4. その他の効果（社内外での評価が高まったなど）
- 5. 特に効果はなかった

※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率 9.2%）。就業していた者のうち講座受講の効果について回答した者が6,221名。年齢について未回答の者が144名いるため、年齢別の合計は一致しない。

- 教育訓練給付の講座の指定状況や受講状況について、どのように評価するか。
- 教育訓練給付の意義・在り方や、その効果（雇用継続・再就職、受講後の労働条件等）についてどのように考えるか。

参考資料

教育訓練給付の支給状況①

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成23年度	122,248 (△ 1.5)	54,003	68,245	4,526,558 (△ 1.1)	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218 (6.5)	59,204	71,014	4,569,985 (1.0)	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944 (4.4)	63,038	72,906	4,639,246 (1.5)	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056 (△11.0)	60,227	60,829	4,487,765 (△ 3.3)	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117 (△ 0.8)	59,954	60,163	4,439,910 (△ 1.1)	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790 (△ 6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△ 4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△ 7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△ 8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△ 1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△ 1.9)	51,198	37,813	3,423,119 (△ 2.6)	2,216,784	1,206,334
令和3年度	89,458 (0.5)	50,293	39,165	3,404,769 (△ 0.5)	2,166,580	1,238,188

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)令和3年度については速報値であり、変更があり得る。

【特定一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和元年度	126 -	99	27	12,314 -	11,089	1,225
令和2年度	1,647 (1207.1)	876	771	111,091 (802.2)	76,588	34,503
令和3年度	2,407 (46.1)	1,261	1,146	164,359 (47.9)	107,890	56,468

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)特定一般教育訓練給付は令和元年10月施行。

(注4)令和3年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の支給状況②

【専門実践教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	5,867	-	2,706	3,161	6,640	-	3,045	3,595	1,157,988	-	596,326	561,662
平成28年度	9,630	(64.1)	3,820	5,810	20,874	(214.4)	8,842	12,032	2,853,065	(146.4)	1,353,656	1,499,408
平成29年度	13,229	(37.4)	4,877	8,352	38,781	(85.8)	15,217	23,564	4,933,337	(72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465	(47.1)	7,094	12,371	58,486	(50.8)	21,402	37,084	8,089,014	(64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251	(19.5)	8,274	14,977	71,648	(22.5)	25,491	46,157	10,348,718	(27.9)	4,083,537	6,265,181
令和2年度	29,404	(26.5)	10,169	19,235	80,517	(12.4)	27,882	52,635	11,614,829	(12.2)	4,596,769	7,018,060
令和3年度	34,835	(18.5)	11,767	23,068	91,063	(13.1)	30,509	60,554	12,816,851	(10.3)	5,056,147	7,760,705

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を60%→70%に上げている。

(注5)令和3年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の支給状況③

【教育訓練支援給付金・年度別】

	初回受給者数			受給者数			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	1,587	-	577	1,010	4,766	-	1,769	2,997	607,363	-	238,282	369,081
平成28年度	2,632	(65.8)	918	1,714	15,963	(234.9)	5,684	10,279	2,150,565	(254.1)	810,297	1,340,268
平成29年度	3,015	(14.6)	934	2,081	27,342	(71.3)	9,240	18,102	3,807,247	(77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891	(▲ 4.1)	841	2,050	32,869	(20.2)	10,195	22,674	5,325,763	(39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524	(21.9)	1,009	2,515	35,378	(7.6)	10,184	25,194	7,188,787	(35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530	(0.2)	1,051	2,479	37,113	(4.9)	10,473	26,640	8,546,630	(18.9)	2,567,904	5,978,726
令和3年度	3,661	(3.7)	1,059	2,602	40,688	(9.6)	11,284	29,404	9,451,970	(10.6)	2,801,465	6,650,505

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を50%→80%に上げている。